

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 佐々木 宣和

- 1 日時
令和5年12月7日（木曜日）
午前10時0分開会、午後4時53分散会
（うち休憩 午後0時0分～午後1時0分、午後3時0分～午後3時20分）
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
佐々木宣和委員長、畠山茂副委員長、佐藤ケイ子委員、柳村一委員、福井せいじ委員、鈴木あきこ委員、吉田敬子委員、佐々木努委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、菊池担当書記、藤川併任書記、千葉併任書記、青木併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
福田環境生活部長、小國副部長兼環境生活企画室長、佐々木環境担当技監、阿部若者女性協働推進室長、中村環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室グリーン社会推進課長、加藤環境保全課総括課長、古澤資源循環推進課総括課長、酒井自然保護課総括課長、佐藤県民くらしの安全課総括課長、大坊県民くらしの安全課消費生活課長、石手洗資源循環推進課廃棄物施設整備課長、藤井若者女性協働推進室青少年・男女共同参画課長、大内若者女性協働推進室連携協働課長
 - (2) 保健福祉部
野原企画理事兼保健福祉部長、松村副部長兼保健福祉企画室長、吉田医療政策室長、高橋子ども子育て支援室長、竹澤医師支援推進室長、田内保健福祉企画室企画課長、前川健康国保課総括課長、前田地域福祉課総括課長、下川長寿社会課総括課長、日向障がい保健福祉課総括課長、高橋医療政策室医療企画監、柴田医療政策室医務課長、山崎医療政策室地域医療推進課長、木村医療政策室感染症課長、佐々木子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

第3条第3表中

追加中 1

イ 議案第16号 県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を
求めることについて

ウ 議案第11号 いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4項 生活保護費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第3項 保健所費

第4項 医薬費

イ 議案第2号 令和5年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第2
号)

ウ 議案第5号 令和5年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

エ 議案第17号 岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定する
ことに関し議決を求めることについて

オ 議案第14号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定
めることに関し議決を求めることについて

(請願陳情)

- ア 受理番号第 15 号 国民医療を守ることを求める請願
- イ 受理番号第 16 号 岩手県における産後ケア事業の更なる充実・強化を求める請願
- ウ 受理番号第 17 号 国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、2024 年診療報酬・介護報酬を引上げ、ケア労働者の賃上げ・人員配置増を求める請願
- エ 受理番号第 18 号 岩手県のがん対策の推進に関する請願

9 議事の内容

○**佐々木宣和委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程は審査の都合上、議案の審査の順番を変更しておりますので、あらかじめ御了承願います。

本日は、保健福祉部より岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画（案）の策定について発言を求められております。

当該報告につきましては、環境生活部も関係いたしますので、環境生活部のこの際が終わった後に執行部職員の入替えを行い、環境生活部及び保健福祉部の関係職員を入室させ発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

また、本日は医療局関係の議案等の審査はございませんので、医療局職員に対する委員会への出席要請は行っておりませんが、医療局から岩手県立病院等の経営計画（2019-2024）の改定について発言を求められております。

このため、保健福祉部関係の審査終了後、医療局職員を入室させ発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第 1 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係、第 3 条第 3 表中、債務負担行為補正中、追加中 1 及び議案第 16 号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小國副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部関係の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 1）の 8 ページをごらん願います。議案第 1 号令和 5 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）のうち当部の補正予算は、第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、3 款民生費、2 項県民生活費の 576 万円の増額と、9 ページに参りまして 4 款衛生費、2 項環境衛生費の 4,581 万 3,000 円の増額を合わせまして、総額 5,157 万 3,000 円を増額しよう

とするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。

なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明を申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の33ページをごらん願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側の説明欄に記載しています管理運営費等の増額、それからページを少し飛びまして38ページでございますが、4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費の管理運営費等の増額であります。いずれも職員給与費につきまして、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に伴い、所要額を補正しようとするものでございます。以上で予算関係の説明を終わります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。予算（その1）にお戻りいただきまして、13ページをごらん願います。第3表債務負担行為補正、追加の表中、当部関係は1番、指定管理者によるいわて県民情報交流センター管理運営業務であります。これは、後ほど御説明いたします公の施設の指定管理者の指定に関連しまして、令和5年度から令和10年度までの期間で25億9,500万円を限度額といたしまして債務負担行為を追加で設定しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正内容であります。

なお、指定管理者の指定議案につきましては、引き続き所管の若者女性協働推進室連携協働課長から説明いただきますので、よろしくお願いたします。よろしく御審議のほどお願いたします。

○大内連携協働課長 それでは、引き続きまして、議案第16号県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて御説明いたします。

議案（その2）の86ページをごらん願います。説明につきましては、便宜説明資料の資料ナンバー1、県民活動交流センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてにより御説明をさせていただきます。

まず1、提案の趣旨であります。県民活動交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2、指定管理者候補者の概要であります。1、指定管理者候補者の名称は、結グループでございます。構成員は、株式会社NTTファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会及び岩手県ビル管理事業協同組合の5者となっております。

2、指定の期間についてですが、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで、5年間とするものであります。

次ページに参りまして、3、指定管理候補者の選定経緯でございます。1、選定・評価委員会の概要ですが、指定管理者候補者の選定及び運営業務の評価を行うため、有識者により、いわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を開

催しまして、募集要項の審議、最優秀提案者の選定を行ったものであります。

(2)、選定方法及び経過ですが、資格審査等の第1次審査、それから当該選定・評価委員会の場におけるプレゼンテーション及びヒアリングにより第2次審査を経まして、県における指定管理者候補者の決定を行ったものでございます。

(3)、応募団体数ですが、結グループ1者でございました。

次ページに参りまして、(4)、指定の理由であります。現行の指定管理者として、これまでに積み重ねたノウハウや委員会が行った助言を基に適切に業務運営を行っておりまして、今後も実績を踏まえた質の高いサービスの提供と施設の管理運営を安定して行う能力を有していると認められるためでございます。

4、その他であります。いわて県民情報交流センター条例において規定しております三つの施設がございます。本議案であります県民活動交流センターのほか岩手県立視聴覚障がい者情報センター、岩手県立図書館の維持管理業務に係る指定管理者候補者につきましても一括で募集を行ったものであります。

また、岩手県立図書館の運營業務を行う指定管理者候補者につきましては、教育委員会において選定し、別途議案を提出しているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○佐藤ケイ子委員 この指定管理者については、大もとの結グループの会社はそれぞれ資金力とかもあるのでもいいのかもしれないのですけれども、ここの中で実際に働いている人たちの状況についてお聞きしたいと思います。

県民活動交流センターの中にNPOや国際交流など、多くのセンターがあるわけです。ここで働いているのは非常勤の方が多いいのではないかと認識なのですが、正規職員、非正規職員の状況はどうなっているのでしょうか。

それから、県民所得の底上げを図らなければならないとは思いますが、実際にこういう方々の賃上げはどのようにしていくのでしょうか。最低賃金みたいな形で働いている方々が非常に多いと思いますので、県が契約料の中で賃金の底支えをしていかないといけないと思いますが、契約の中で賃上げについてきちんと見ることができるのでしょうか。県が今回提案している中小企業に対しての賃上げ補助金を使わせるなど、働いている方々の処遇をどういう形で底上げしていくかを考えているのかお聞きいたします。

○大内連携協働課長 県民活動交流センターは七つのセンターで構成しておりますが、それぞれのセンターの運営につきましては所管部局からの業務委託という形で運営を行っているものであります。その中で、正規職員の方や有期採用の職員の方などがいらっしゃいますけれども、それぞれの業務内容に応じた人員配置がなされているものと認識しております。

一概に比較することはできないところはありますが、直近の11月実績において平均の時給は、正規職員で1,753円、有期採用の職員で1,101円であります。

県からの業務委託の際には、予算要求におきまして人件費の伸び分も勘案した積算を行っておりますし、実際に各業務先で水準の向上が行われていると聞いております。

○佐藤ケイ子委員　そういう認識なのかもしれないのですが、今、やはり物価高騰で大変です。民間や公務員も含めてベースアップなど、こういった物価高騰分の賃上げを要求して、それなりに賃金が上がってきているわけですが、こういう方々についても何らかの配慮をすることをどこで考えていくのでしょうか。

県とすれば、それぞれの団体の努力でということになるのでしょうかけれども、こういう方々は経営努力で収益を上げるのはかなり難しい話なわけです。だから、やはり県として賃金アップを底支えするといったものを考えてやらないとだめなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大内連携協働課長　県におきましては、県が締結する契約に関する条例があり、その規定によりまして、指定管理者に対しては賃金や社会保険に関する事項を遵守させるといったことを行っております。それぞれの業務委託に関しましても、そういったところを確認しながら適切な公募条件となるように進めて参りたいと考えております。

○吉田敬子委員　私からも県民活動交流センターの指定管理者についてお伺いしたいと思います。

先ほど人件費のお話がありましたが、特定業務と維持管理業務で委託が分かれていますので、今回は施設管理の委託に関する事だと思っております。県民活動交流センターの中には、先ほどお話しされていた七つの団体が持っている相談室や活動スペースなど、いろいろあるわけですが、それぞれの施設の利用者の皆さんからこういった声が上がっていて、どのように県で受け止めているか、教えていただきたいです。

これまで、例えば岩手県男女共同参画センターなど、いろいろな相談窓口があって、利用者がこのセンターに来て相談を受けるわけですが、その相談室に入るまでの動線が確保されていなかったという課題があったわけで、それは子育てサポートセンターも同じようにあるかと思っておりますので、今、県としてその施設全体についてどのような課題があるかお伺いできればと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長　岩手県男女共同参画センターにはさまざまな相談者がいらっしゃいますけれども、性加害など、いろいろな面を持った女性の方がいらっしゃった際に、随時受付を1回通らなければならないなど、動線で不安があるといった声をいただいているところです。今、継続対応中ではありますが、この岩手県男女共同参画センターを活動交流センターにどういった形で置けばいいかというところをアイーナの中で今調整しているところです。いずれ相談者の方がそういった不安を感じることがないような対応が求められていると思っておりますので、適切に対応していきたいと考えております。

○大内連携協働課長　こちらの七つのセンターを始めといたしまして、アイーナに入居している施設は数多くありますけれども、毎月1回定期的に集まる場を設けておりまして、その中で問題点などがある場合には、情報共有をしながら必要な対応を行っている認識

しております。

○吉田敬子委員 岩手県男女共同参画センターは、施設の方や管理者の方との連携が必要になってくると思いますので、ぜひ引き続き行っていただきたいです。

また、県民活動交流センターを始め子育てサポートセンターもそうなのですが、施設ができたときに駐車場が無料ではないことによる議論もいろいろあったわけですが、例えば子育て中のサポートセンターの利用者の方から、駐車場の部分で何か声が上がっているのでしょうか。子育てサポートセンターは県の施設ですけれども、盛岡市の子育てサポートセンターだと駐車場代を補填するためにチケットを渡してもらえるのです。そういったことも今後あってもいいのかと思っていたのですけれども、そういった声があるのでしょうか。

それから、指定の理由の中で、選定・評価委員会が行った助言を基にとりましたが、どういった助言があったのか、教えてください。

○大内連携協働課長 駐車場の関係についてであります。アイーナが開館した当初は、そういった声をいただいたと聞いておりますけれども、恐らく現在の駐車場のあり方に御理解をいただけるようになっていって、現時点では駐車場に対する御意見は特に届いていないところですが、今後もし何か課題等があるようでしたら、解決に向けた検討をして参りたいと考えております。

それから、選定・評価委員会については、毎年度の指定管理者の業務状況を報告いたしまして、それに関して評価を行うということを行っております。助言については、現在、刑務所や特別支援学校の授業としてつくられた製品をアイーナのスペースで販売するイベントが時々行われているのですけれども、それに関してもう少し幅広くできるのではないかとといったさまざまな具体的な御提案をいただいているところです。

○吉田敬子委員 連携業務の中で、個々のセンターが連携したイベントの開催なども、指定管理者でやっていただけていると思うのですけれども、さらに施設を使ったイベントというのはすごく大事だと思います。私もたまに参加させてもらうのですけれども、個々のセンターの自主事業ではない部分でやっているときにセンターに行っている方も、それをきっかけにセンターに行っているのも、先ほども障がいのある方の部分もというお話がありましたけれども、そういった自主事業のところをこれからもぜひ工夫していただければありがたいと思っています。

○木村幸弘委員 結グループに関係する雇用関係の問題について、改めて確認したいと思います。

今回令和6年度からの新たな契約ということになるのですけれども、過去の全契約期間における委託料の推移と、それに伴って人件費等がどのような状況になっているのか、その辺の状況についてお示しいただきたいと思っております。

○大内連携協働課長 結グループでございますが、現時点におきましても指定管理者として業務を行っていただいているものであります。

過去5年間で見ますと、県からの委託料としましては、物価高騰や人件費の伸びといったところも踏まえまして、毎年少しずつではありますが、増加している状況です。

それから、人件費についてですけれども、令和2年度はコロナ禍で施設の利用者の減少に伴って清掃等の業務が減少したということもありまして、令和2年度は人件費の実績が前年度より少し減少したという状況でありました。それ以外の年度につきましては、少しずつですが前年度よりも人件費が増加している状況です。

結グループを構成する各社、各団体においても、社会情勢を踏まえまして賃金の水準を引き上げていると伺っているところです。

それから、期限のある有期労働契約期間が5年を超えた場合に、御本人の希望に応じて無期の契約に転換できるという制度がありますけれども、そちらも行われていると聞いておりまして、待遇の改善も図られていると認識しております。

○木村幸弘委員 委託料の推移というところも資料でいただいていたけれども、平成30年から令和4年までの間に一定程度委託料も増額がされてきていますし、今、答弁の中では令和2年度が人件費割合の分が若干下がったということがありましたが、いただいた手元の資料では、人件費分の割合も平成30年から令和4年度まで上がってきているのだということは見てとれるわけであります。ただ、今の社会情勢に照らし合わせて、賃金等の適切な引き上げも含めて、改善の形で人件費割合が上げられてきているのかどうかというのは、なかなかこれだけでは見ることができないのですけれども、この人件費に係る引き上げ対応の状況について、県としてどのように確認しているのか。あるいは契約等に基づいた支払状況等を何らかの形でチェックをしているのか、その辺についての対応、報告書の内容についてはいかがでしょうか。

○大内連携協働課長 指定管理者に対しましては随時確認を行っておりまして、最低賃金を上回っているところは確認しております。それ以外につきましても賃金の支払状況や社会保険の加入状況、雇用労働条件についても確認を行いまして、関係法令を遵守することはもちろんですけれども、そういった社会情勢を踏まえたものになるように申し入れをしているところであります。

○木村幸弘委員 いずれにしても昨今の社会情勢等を鑑みると、働いている方々の労働条件の改善、賃金の引き上げというのは大変重要な課題になっていきますので、そういった点についてはやはりしっかりと委託の契約の中で十分に配慮しながら、委託料等についても適切な対応をいただくように要望します。

○畠山茂委員 今回、結グループとの指定管理ということで5年契約なのですが、この業者とはもう何年も継続しているのか確認します。

それから、これまで積み重ねてきたノウハウや今までの実績を踏まえて質の高いサービスを提供する能力もあるということで選定しているようなのですが、その評価について、何点中何点で今回指定したということは公表できるのでしょうか。もし公表できない場合は、どのような評価があったかという御説明いただければと思います。

また、指定管理といえ、どうしてもこれだけ大きいと、なかなか競争性が働かないように見えるので、本来指定管理は入札して競争性を高めて質を高めていくのが目的の一つだとは思いますが、その点をどのように評価しているかお聞きしたいと思います。

○大内連携協働課長 まず、1点目ですけれども、指定管理者の状況ですが、アイーナ開館以来、結グループに継続して指定管理者として担っていただいております。構成する団体には一部変更があったこともございますが、全体としては結グループということになっております。

審査結果についてであります、さまざまな項目を設けておりまして、その項目に従って審査を行うのですが、合計で1,000点満点としており、今回の提案に関しては1,000点中837.67点でありました。

それから、応募者が1者のみというところですが、畠山茂委員御指摘のように、やはり競争性を働かせるというところは重要であると考えております。ただ、アイーナにつきましては、非常に広い大きな施設でありまして、壁面もガラス張りであるといったところですか、特殊な面があると考えておりまして、維持管理に関しましても特別な技術やノウハウも必要になってきているところがあるかと考えております。

今回応募いただいた結グループに関しましては、アイーナの施設の目的や特徴を理解していただいた上で、それを踏まえた提案がなされていると考えておりますので、指定管理者候補者として適していると考えたものであります。

○畠山茂委員 官製ワーキングプアという言葉がありますけれども、そういったものをつくってはいけないと思っております、物価高騰や人件費のコストをアップするという部分できちんと好循環をつくっていかねばいけないと思います。そこで、5年間の収支計画表を見ると、運営費も維持管理費もほぼ5年間同じ。今物価高騰で光熱費が上がるかもしれないし、資材が上がるかもしれない、あるいは人件費も多分毎年上げていかないと結局好循環をつくっていけないと思います。5年間ほぼ定額で計画しているということは、本当は右肩上がりで行くべきではないかと思ったのですけれども、その点どのように見ているのか、改めてお聞きしたいと思います。

○大内連携協働課長 指定管理者から提出されました収支計画表についてであります、5年間の指定管理期間ということがございますので、便宜単年度ごとに均等に割りつけられている部分もあるのかと考えております。

それから、項目の中に光熱水費がありますけれども、こちらにつきましては精算によりお支払いすることになっておりますので、もし光熱水費の高騰などがあった場合には、元の予算にかかわらず実績をお支払いすることになっております。

○小國副部長兼環境生活企画室長 今、アイーナの運営や人件費のお話があったわけですが、いずれ大内連携協働課長が申すとおおり、維持管理、指定管理の中で我々も適切な形で運営に努めて参りたいと考えておりますし、先ほど佐藤ケイ子委員から中のそれぞれの団体への支援という話があったわけですが、運営されている皆さんについては、N

PO法人が多いため、運営なり財源であるとか、体制面、ガバナンスの面、そういった面で普通の企業、事業者よりも脆弱な形で社会の中で貢献いただいているという背景がございます。

私どもはNPO法人の所管部局でもありまして、いわゆる三つの大きな課題に対して財源確保策、研修やセミナー、個別に御相談があれば随時我々のほうから御支援申し上げたいと考えております。適切な形で個別の運営団体の方々をそれぞれ支援して参りたいと考えております。

あと、吉田敬子委員のからお話しのありました連携事業でありますとか、そういった運営の内容ですけれども、すべからく多種多様な方々が集う施設でありますので、交通機関の活用や、中の動線、混雑具合、空調などのさまざまな事象、運営に当たっての課題も随時あると認識しております。

先ほど話しましたけれども、中の入居団体で集まって定期的に意見交換しております。そこで課題を持ち寄って、あと皆様からいただいた声を随時共有して適切な運営に努めて参りたいと考えております。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大内連携協働課長 議案第11号いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案（その2）ですが、63ページをごらん願います。説明につきましては、便宜資料ナンバー2、議案第11号いわて社会貢献・復興活動支援基金条例の一部を改正する条例案の概要、こちらで御説明させていただきます。

まず1、改正の趣旨及び2、条例案の内容であります。本条例の有効期限につきましては、これまで平成36年3月31日としておりましたが、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの終期であります令和8年度末まで復興に資する事業の実施が見込

まれますことから、第2期アクションプランの終期に精算期間を加えまして、令和9年12月31日まで3年9か月延期しようとするものでございます。

3、施行期日であります。公布の日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木努委員 ここに平成36年3月31日とありますけれども、年号が変わっても平成36年とか37年とか38年とか、そうになっているものはあるのですか。本来年号が変わると変わるような気がするのですが。

○大内連携協働課長 佐々木努委員御指摘のとおり、年号が変わったところではありますけれども、変わった年号で読み替えるという扱いをしております。ほかに改正する要素があった場合には年号も加えまして改正を行っております。こちらの条例につきましては、この間の条例改正がなかったものですから、平成36年という表記のままでございますが、ここは読み替えて令和6年と解釈をしているところであります。県全体でそのような扱いとなっております。

○佐々木宣和委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

この際、環境生活部から岩手県産業廃棄物税条例の施行状況と制度の継続についてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○古澤資源循環推進課総括課長 資料ナンバー3をごらんください。産業廃棄物税条例の施行状況と制度の継続について御説明申し上げます。

まず1、趣旨であります。岩手県では平成16年1月から産業廃棄物税を導入しており、岩手県産業廃棄物税条例に基づき、施行後5年を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしておりまして、今年度が平成20年度、平成25年度及び平成30年度に引き続き4回目の検討年度となっておりますので、施行状況及び今後の取り扱いについて報告するものであります。

2、産業廃棄物税の概要であります。最終処分場への産業廃棄物の搬入量に応じて1

トン当たり 1,000 円の税率を課すものでございます。法定外目的税として東北 6 県を含む全国 27 道府県で導入済みとなっております。

税収につきましては、令和 4 年度実績では約 8,200 万円となっております。

3、施行状況の検討結果について、2 ページの図 1 をごらんください。平成 23 年度の東日本大震災以降、産業廃棄物の排出量は増加傾向にありましたが、平成 25 年度をピークに減少に転じております。

次に、図 2、産業廃棄物の再生利用率及び最終処分率の割合をごらんいただくと、再生利用率は排出量の増減に合わせて 50% 台から 60% 台で推移しておりますが、最終処分率はほぼ 3% 台で推移しており、産業廃棄物税が最終処分量の抑制に一定の効果があるものと考えております。

1 ページに戻っていただきまして、3、施行状況の検討結果の(2)でございます。産業廃棄物税を活用した産業廃棄物の排出抑制施策等の重点的な展開につきまして、条例制定時から循環型地域社会形成推進事業を創設し産業廃棄物の排出抑制に取り組む事業者を支援する産業・地域ゼロエミッション推進事業など産業廃棄物の排出抑制、適正処理の推進等に要する費用に充ててきているところであります。

また、(3)、北東北 3 県における産業廃棄物税の状況について、産業廃棄物税を同時に導入した青森県及び秋田県では同税を継続することとしており、自県(圏)内処理の原則の下、両県と歩調を合わせて施策を展開していく必要があるものでございます。

以上の観点から、今後も産業廃棄物税の継続が必要であると考えているところであります。

2 ページに参りまして、4、今後の方向性でございますが、検討結果を踏まえ、引き続き税制度を継続するとともに、前回同様 5 年後に産廃税の要否について検討する旨を条例の制定附則に追加する改正をするため、令和 6 年 2 月県議会定例会に条例改正案を提案することで検討を進めたいと考えております。以上で説明を終わります。

○石手洗廃棄物施設整備課長 資料ナンバー 4 をごらんください。公共関与型産業廃棄物最終処分場の整備状況について御説明いたします。

まず 1、趣旨であります。県では、県内で発生する産業廃棄物の適正処理体制を確保・維持するため、現在奥州市で稼働している、いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備を進めているところであります。この最終処分場の建設に当たっては、工事費が 161 億円に増額する、また工期が令和 7 年度下半期に延期となる見込みであります。

次に 2、事業概要であります。現在八幡平市平館に建設中の処分場は、現行施設いわてクリーンセンターを運営しておりますクリーンいわて事業団が事業主体となり建設工事を進めているものであります。処分場の事業期間は、埋立期間、1 期 15 年を 3 期で計 45 年、埋立終了後の施設の維持管理 10 年を見込み、トータル 55 年間としております。今回の工事では、1 期 15 年分、約 61 万立方メートルの容量の埋立地を整備することとしております。

続いて3、工事費の増減であります。表の左上、増減額理由から順に御説明いたします。現場で使用する鋼材などの資材単価の高騰により18億円の増額、土質改良の工程の追加により21億円の増額、現場の切り土法面を保護するための植栽工をより安価な工法に見直すなどにより11億円の減額、それらを合わせますと、当初133億円であった工事費が2割程度増額の161億円となるものであります。

続いて、右上の4、整備スケジュールであります。当初建設工事の竣工、処分場の供用開始については令和6年度内の予定としておりましたが、建設工事の竣工が1年程度の延期となることに伴い、処分場の供用開始が令和7年度末から令和8年度上半期と見込んでおります。

最後に、5、参考（施設計画図）であります。この図ではⅡ期、Ⅲ期の埋立地浸出水処理設備、調整設備を示しておりますが、今回はⅠ期埋立地とⅠ期浸出水処理設備、調整設備までを整備し、点線囲み部分のⅡ期、Ⅲ期の埋立地等についてはⅠ期処分場稼働後にそれぞれ整備を行うものでございます。以上で説明を終わります。

○藤井青少年・男女共同参画課長 資料ナンバー5-1をごらんいただきたいと思います。私から、いわて青少年育成プラン（2020～2024）の改定（最終案）について御説明をさせていただきます。

初めに、1の改定しようとする計画等の概要であります。本プランは青少年の健全育成と若者の活躍を応援すること等を基本理念とし、子ども・若者育成支援推進法に基づく本県の子ども・若者計画といたしまして、令和2年3月に令和6年度までの5カ年の計画として策定したものであります。令和5年4月に施行されたこども基本法において、施策の実施に当たっては子供やその関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされたこと等を踏まえまして見直しを行うものであります。

次に2、改定案の概要についてであります。この基本法の施行等を踏まえて見直しをいたしまして、青少年の意見を施策に反映する取り組みについては、これまでも青少年活動交流センター事業や若者活躍促進事業などに取り組んできているところであります。青少年や若者の意見を関係部局と共有いたしまして施策の活用を図る分野を改めて追記したほか、その他所要の見直しなど記載内容の一部見直しを行ったところであります。

なお、国が策定するこども大綱を踏まえた具体的な取り組み等につきましては、来年度以降になりますが、今後検討いたします次期プランにおいて反映させていくことで考えております。

また、指標の目標設定といたしまして、プランの進捗を図る主要指標等については、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランとの整合性を図るものとなっております。

3、パブリックコメントの実施状況につきましては、本年9月末から10月にかけて意見を募集し4件の意見をいただいたところであります。いずれも表現の見直しに関する指摘でありまして、それらは最終案に反映したところであります。

最後に4、今後のスケジュールにつきましては、12月中の改定・公表を予定しております。以上で説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○福井せいじ委員 最初に、産業廃棄物税についてお聞きします。1トン当たりの従来の税率と他県の税率について確認したいと思います。

○古澤資源循環推進課総括課長 1トン当たり1,000円の税率につきましては、制定当時から1,000円という形で、変化しておりません。

県外では産廃税条例を持っている都府県が27ありますけれども、全部は確認していませんが、確認した範囲では同じ1,000円となっております。

○福井せいじ委員 次に、クリーンいわて処分場事業についてお聞きします。まず、工事期間は、1年程度の延長となっておりますが、土質改良などのさまざまな追加工事もあると伺っており、もう少しかかるのではないかという感触を持っておりますが、実現はその1年でいいのでしょうか。

それからもう一つ、今稼働している奥州市の既設処分場の埋め立て状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○石手洗廃棄物施設整備課長 1点目の処分場の工事期間について回答いたします。

今回の変更につきましては、請負業者との調整を踏まえ、国関係機関と協議、調整の上実施しているものであります。クリーンいわて事業団では、令和7年度下半期の竣工に向けて工事を進めていくこととしておりますが、今後工事期間の延長が生じた場合にあっては、県としても円滑な工事進捗が図られるよう、引き続き事業団と密接に連携し必要な支援を行っていくものであります。

○古澤資源循環推進課総括課長 2点目に御質問ありましたいわてクリーンセンターの埋め立て状況であります。まだ埋め立てする余力はあるとのこと。いわてクリーンセンターの埋め立て状況と次期最終処分場の整備のスタートのところは調整できるように、円滑に引き継げるような形で進めたいと思っております。それまでは十分な埋め立て容量があると確認しております。

○福井せいじ委員 工事が延長になったときに、既に従来の処分場が埋まってしまっは大変だということで確認させていただきました。

工事期間については、今のところ1年程度の延期となっておりますが、工事の進捗や環境の変化に応じて協議してまた延長する場合もあるということでしょうか。

○石手洗廃棄物施設整備課長 工事期間につきましては、今後の状況により延びることも想定されますが、企業体に対して県としても必要な支援は行いたいと考えております。

○福井せいじ委員 では、次の質問に移ります。

地質が悪いということが後からわかって土地改良を行っていると同様であり、施工業者との変更協議が進んでいるので、こういった予算の変更にもなっていると思っておりますが、今後このほかに追加工事は見込んでいないのか、確認したいと思います。

○石手洗廃棄物施設整備課長 今後の建設工事の追加の工程につきましては、今後の工事の進捗を見ながら、もし必要になれば事業団において請負業者と調整の上、必要な工事は行っていくということになるかと思えます。

また、県においても今後の工事工程等が追加になれば、事業団と連携して必要な支援を行っていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 最初の調査とは環境が非常に変わってきていると思えますので、そういったところはやはりフレキシブルに対応していただきたいと思っております。

土質が悪かったことで施工計画や施工手順に変更が生じているようですが、土質改良以外にも大きな変更点はあったのですか。もしあるならば、施工業者との協議はできているのか、それも確認したいと思えます。

○石手洗廃棄物施設整備課長 土質改良の工程の追加のほかにも、例えばですが、現場の土質改良に伴いまして工程が天候にかなり左右されるという問題も生じております。そういった点が工期の追加等に関わってくるものでありますので、そういった点も含めて事業団と請負業者で調整を図りながら、県においては必要な支援を行っていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 大変大きな事業だと思っております、大きさも大きく、最終処分ということで、かなりナーバスな工事にもなると思うので、私としては今回の土質改良や工法の見直し、そしてまた資材高騰はあったわけですが、環境要素が変化することによって予算も大幅に追加しなければならないという状況も出てくると思うのです。そういったことに対して県はフレキシブルに対応していくのか、確認したいのですけれども、いかがでしょうか。

○石手洗廃棄物施設整備課長 建設工事につきましては、県においては今後の社会情勢等を踏まえまして建設工事の増額が発生した場合にあっては国、関係機関と協議、調整を行いまして、その際には必要な支援を行っていきたいと考えております。

○福井せいじ委員 この処分場なのですけれども、やはり今後数十年間運営していかなければならないということで、事業計画も非常に重要な要素であると思えます。そして、金額が事業計画から導き出した予算金額であって、積算した各施工業者は本当に納得しているのでしょうか。増額はしていただいたのですけれども、今後まだまだ変わっていくのではないかと不安を持っているように私は聞いております。そういったところにもぜひ配慮していただきたいということ。それから、代表者である大成建設株式会社はやはり大手であるのですけれども、JVの構成員というのは県内企業で、公共事業で疲弊することがあってはならないと私は思っております。そういった意味で、変更内容をしっかり精査して協議を行っていただきたいと思いますと思えますけれども、その点についていかがでしょうか。

○古澤資源循環推進課総括課長 同じようなお話しにはなるのですが、やはり今時点での変更内容というのは、環境省や関係機関と調整して、期間や規模を今の時点でこうですよという形でまとめたものであります。また、今後、期間を延ばさなければならない、ある

いは費用を増額しなければならないということになれば、もちろん請負業者と協議をするというのがまずスタートではありますが、県としても財源の貸し付けや補助という形で、積極的にかかわっていきたいと思っています。

また、加えて、この事業は国の交付金事業ですので、後々は会計検査もあります。金額を決めるに当たっては事業者からの申し入れだけではなくて、適正な価格なのかも精査しなければならないというところで、これまでも何度か事業者の言い分は聞きながら、発注者としてやはりここまでしか見られないという調整をしながら進めてきておりますので、この姿勢は今後も継続していきたいと考えております。

○**福井せいじ委員** 本当に大規模な事業ですし、大規模な工事になると思います。そして長く使っていかなければいけない施設だと思っておりますので、発注者、事業者、そして国と調整を取りながらしっかりしたものをつくっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**柳村一委員** 私からも産業廃棄物条例についてお聞きしたいのですが、産業廃棄物税によってさまざまな排出抑制や適正処理の推進という形で、それを財源にして事業を行っているわけですが、税を払う業者と事業を受ける業者はイコールなものなのか、それとも別々なものなのでしょうか。

○**古澤資源循環推進課総括課長** 最終処分業者が税を支払うこととなります。そして、税を原資に廃棄物の発生抑制をする、いわゆる県でいうとゼロエミッション推進事業を行う事業者というのは、リサイクルを進めて排出抑制をするということなので、イコールではないという形になります。

ただ一方で、最終処分業者であっても何かしらの事業の中で、排出抑制に資するような事業をやるとなれば、イコールとなる場合もあるかと思えます。

○**柳村一委員** 持っていく側にとっても、もう少し削減できるような事業をこの税を使ってやることによって、少しでも廃棄物が減るのではないかと思いますので、その辺を工夫していただければと思います。

次に、埋立地の工法の見直しで植栽が大幅に減っているのですけれども、どのような変更を行ったのか、お聞きしたいと思います。

○**石手洗廃棄物施設整備課長** 植栽工の変更ではありますが、今、現場の土木工事で両側の斜面を削っている状態があります。その斜面に対して植物の種子と肥料を入れて、法面が流れ出さないように保護するという工事ではありますが、当初は、種子と肥料を吹きつけるという吹きつけ工事を、あらかじめ種子と肥料がセットになったマットを敷き詰めるという工法に変えておまして、その工法の違いによって大きな減額となっております。

○**柳村一委員** 当初そういう工法の考えはなかったのでしょうか。

あともう一つ、これだけの大きい規模になりますと、その工法で法面が保てるかどうか、その辺はきちんと精査したものなのでしょうか。

○**石手洗廃棄物施設整備課長** 当初の工法については実施設計ということで、もともと吹

きつけるという工法でありましたが、その後、現場で植生マットを実際に敷いてみて、それで法面の保護ができるかという検証もしております。その結果によって植生マットでも十分対応できると判断しましたので、植生マットに切り替えたということでございます。

○柳村一委員 大自然の中に突然ああいうものが出てくると、周りの環境から違和感があるので、その辺は十分手当して、周りの環境と調和するような形でやっていただきたいと思えます。

県有施設における温室効果ガスの排出削減について、県有施設は2030年までに60%削減するという計画ですけれども、基本方針と、工程表ができ上がっているかどうか伺います。

○高橋グリーン社会推進課長 県有施設の脱炭素化に向けた取り組みの基本方針につきましては、例えば、新築建築物は原則ZEB Ready相当以上を目指します。EV、公用車に関しましては更新、新規購入する場合は原則電気自動車にいたします。そういったものを中心とした方針を本年10月に定めたところであります。

現在この方針を受けまして、令和6年度着手すべき事業については、予算要求の準備を進めておりますし、全体の工程表を年度内に作成すべく、対象となる施設などの精査を進めているところであります。

○柳村一委員 工程表はまだだと。2030年度までに60%削減は、結構大変だと思うのですけれども、そのためにはやはり予算を要求していったって公共施設から何からやっていかなければならないと思うのですけれども、来年度予算にはどのぐらい反映されるものなのですか。

○高橋グリーン社会推進課長 現在の方針に従いまして、当面令和6年度に着手すべき事業につきまして各部局から予算要求を行っており、今まさに調整中という段階でございますので、現段階で規模的なものをお示しすることはできませんけれども、方針ができて初年度ということですので、我々といたしましても各部局の取り組みについてはしっかり支援をして、初年度滑り出しがうまくいくようにしたいと考えております。

○柳村一委員 あと6年しかありませんので、スタートダッシュをかけなければ間に合わないと思えますし、県が率先してやることによって岩手県内でもそういう機運が高まると思えますので、その辺は一生懸命やっていただければと思います。

新聞報道にもありましたけれども、いわて脱炭素化経営企業等認定制度について、国の資格の脱炭素アドバイザーを項目に加えるということなのですけれども、内容についてお聞かせ願えればと思います。

○高橋グリーン社会推進課長 脱炭素アドバイザーについてであります。環境に優しい事業所という県の認定制度がありますが、今年度から、いわて脱炭素化経営企業等認定制度という名前も新しく付け加えたもので、意欲的に脱炭素に取り組んでいただいている事業者を県が認証する制度であります。この認定の要件の中に、脱炭素に中心的に取り組む人材が社内にいることというものがあまして、例示として、現在は、県の主催する研修を

受けたエコスタッフを置いてくださいというものがございます。

今後、企業、事業者の脱炭素化を進めるには、やはりその事業所の中に専門的に脱炭素に取り組む、リードしていただけるような人材がますます必要になるだろうということで、国が本年度新たに脱炭素アドバイザーという資格制度を認定することになりました。脱炭素アドバイザーという制度に関しまして若干御説明をしますと、五つの民間の資格を国が認定しまして、その五つの民間資格に合格した方を脱炭素アドバイザーと名乗らせることができるという制度が新しくできたものであります。脱炭素アドバイザーの資格を持った方が事業所の中にいる場合も、県の認定制度の要件をクリアしたということで新しく認定の要件に加えたものでございます。

○柳村一委員 エコスタッフ養成セミナーを受けている人がいてもいいし、脱炭素アドバイザー資格を持っている人もいればいいし、全部持たなくてもいいということによろしいでしょうか。

○高橋グリーン社会推進課長 全て持つ必要はありません。エコスタッフもしくは脱炭素アドバイザーといった考え方であります。

○柳村一委員 脱炭素アドバイザーはベーシック、アドバンスト、シニアアドバイザーの3種類にわかれていて、まだベーシックしか国としてもないようですけれども、今後二つ星、三つ星を追加する可能性はあるのでしょうか。

○高橋グリーン社会推進課長 より高いレベルの脱炭素アドバイザーの資格に関しましては、柳村一委員御指摘のとおり、現状では認められた民間の資格がまだありません。今後、仮に、ということなのですけれども、どういったレベル感の資格になるのかといったところも、実際のところを見た上で、県の認定制度のどの辺りの要件に新しく追加するかしないのかといったあたりは状況を見て、その際に検討したいと考えています。

○柳村一委員 県の職員も脱炭素アドバイザーは取る方向で考えているのでしょうか。

○高橋グリーン社会推進課長 取ったほうがよいとは思っておりまして、本来、私が率先して取るべきかもしれませんが、受講料も若干かかりますし、一定の点数以上を取らないともちろん合格にはなりません。やはり、このアドバイザー制度の趣旨はその事業所の中で、我々も含めて、脱炭素をしっかりと取り組める中核になる人材、あるいはほかの事業所に行ってアドバイスがしっかりできる人材を新しく育成するというものでありますので、県職員もぜひ取ってしかるべき制度ではないかと考えています。

○柳村一委員 環境に優しい認定事業所の中には、体育館というところも入っていますので、岩手県庁も率先して三つ星を取るぐらいの考えでやっていただければと思います。

次に、国立公園、国定公園、県立自然公園内の歩道管理について、先頃、国立公園の歩道の管理者がないという新聞報道があったようでありますけれども、岩手県内の国立公園における状況はいかがでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 県内の国立公園におきます歩道の管理について、まず十和田八幡平国立公園であります、公園計画に明記された計画路線の42路線の中で事業執行さ

れていない路線が9路線確認されていたということ、三陸復興国立公園につきましては、同様に17路線のうち8路線の未執行の路線が確認されたという報道内容になっております。

この国立公園の中の全ての道路を我々が管理しているわけではありませんけれども、県が管理している歩道に関しましては、地元へ委託を掛けており、その委託を掛けている主体別という形で箇所数として整理させていただいております。十和田八幡平国立公園では11カ所、三陸復興国立公園では、主体別で、11カ所という形で整理して管理しております。こちらにつきまして実際は、我々が設置した施設が所在するそれぞれの市町村に維持管理業務を委託しております、一般的な草刈りや日々の巡回による点検といった維持管理を行っているところであります。

○柳村一委員 岩手県内の国立公園内で、管理者がいない歩道はあるものなのでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 国立公園ということになりますと、基本的には国が管理することになりまして、県が把握しているのはどうしても県が設置したものだけということになります。報道にあった未執行のものがあるかということになりますと、環境省に今回の調査を問い合わせたところなのですが、現地調査までしたわけではなくて、計画にのっているもののうち執行されたものを書類上だけで確認したということなので、必ずしも未執行イコール管理者がいない道路という認識ではないとお伺いしているところであります。

○柳村一委員 市町村要望の中で、三陸復興国立公園の北山崎の辺りの手すりや階段が、すごく朽ち果てているので、それを直してほしいという要望があったのですけれども、どちらに要望を出せばよろしいのでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 三陸復興国立公園の歩道になりますと、三陸復興国立公園の前の陸中海岸国立公園の時代から、陸中海岸自然歩道という形で県が整備した歩道も中には入っておりますので、御要望があった箇所が過去に県が整備したところであれば、実際に現地も確認させていただきつつ、安全性などのさまざまな要素、あと他の市町村からも要望をいただいておりますので、その中で工事費も含めて優先順位をつけながら対応させていただいている状況であります。

○柳村一委員 国立公園だから国といっても、県に委託されている部分も結構あったりして、逆に国定公園も二つありますし、県立の公園もありますけれども、そちらは県管理だと思っておりますけれども、その辺は全て管理者がいてきちんと整備されているのでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 柳村一委員御指摘のとおり、県内の国定公園につきましては早池峰と栗駒、県立につきましても県内では七つの県立自然公園がございます。国定公園につきましては、同様に公園計画の中に歩道という形で路線が明記されております。こちらにつきましても国立公園と同様に、いわゆる事業施行という意味からからしますと基本的には施行されておまして、管理につきましても地元市町村を通じて維持管理はさせていただいているところであります。

県立自然公園につきましては、いわゆる歩道と区別した格好ではなくて、一体的な形で

その管理をお願いしておりますので、中にキャンプ場やトイレ、園路がございます。歩道という形で分離して管理はしておりませんので、施設一体として、同じく地元の市町村に維持管理業務を委託している状況になっております。

○柳村一委員 最近山に登る人や自然を愛する人がすごくふえておりまして、しっかりと整備をしなくても、ある程度整備することによって事故とかが少なくなると思いますので、国立公園に関しましても、国だからというのではなくて、県として県内にある国立公園もしっかりとチェックし、利用者の利便性の向上に励んでいただければと思います。

○吉田敬子委員 質問に入る前に、性的少数者のガイドラインの関係で懇談会を設置していただけたということで、大変感謝しております。引き続きよろしく願いいたします。

女性活躍認定企業についてお伺いしたいと思います。県内の認定数の推移について、こちらはステップ1とステップ2があるかと思いますが、それぞれの取り組み状況、県としての課題をどのように捉えているかお伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 女性活躍企業等認定制度であります。こちらの制度は女性活躍の一層の促進を図ることを目的としまして、女性が活躍できる職場づくり等に積極的に取り組む県内企業を知事が認定する制度として、平成29年10月から実施しております。

認定数の推移といたしましては、令和元年度までは年間60社程度でございましたが、令和2年度以降は年間100社程度で推移しておりまして、直近の令和5年10月末現在の延べ認定企業数は478社と順調に伸びております。なお、ステップ1、ステップ2の内訳といたしましては、ステップ1が212社、ステップ2が266社で、計478社という状況であります。

課題といたしましては、制度そのものや認定メリットの理解が進んできているとは思いますが、一方でまだ認定が義務でないことですか、女性活躍の一層の促進に消極的な企業等がまだまだあるということであると認識しております。このため、これまでも経営者セミナー等を通じまして企業における女性活躍の必要性を周知するとともに、県営建設工事の競争入札参加資格審査における加点等の認定メリットの追加にも取り組んできたところであります。特に今年度は、さらに地元金融機関と県が連携した支援といたしまして、認定企業が金融優遇を受けられる制度が創設されるなど公民連携による取り組みを進めているところでありまして、今後も認定企業が着実に増加していくように引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○吉田敬子委員 当初は年60社が今は100社ぐらいの認定ということで、認定企業がふえていくことはすごく大事だと思うのですが、ステップ2になるとハードルが上がるわけですけども、例えば管理職の人数を増員しているといつて、その数値を設定しているわけでもなかったりするのです。今までも女性が少なかった職務に女性を増員しているとか、これからは、もう少し数値化していくことも必要なのではないかと思います。五、六年たって、数だけではなくて、もう少し中身を重視していただけたらいいと思っていま

す。

国のえるぼし認定の推移についてもお伺いいたします。えるぼし認定の場合は、5項目について管理職の比率までしっかり書いています。例えばただ女性が雇用されるだけではなくて、何年くらいしっかり勤務しているか、多分、結婚、子育てとかで辞めていないかなども含めて見ているのだと思うのですけれども、国のえるぼし認定は何年かで追加して、県もステップ2ということで追加はしているとは思いますが、その中身の部分でもう少しその条件を数値化していくとか、そういう取り組みが必要だと思っております。その辺についてお伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 国のえるぼし認定であります、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づきまして、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が優良である企業等をえるぼし認定企業として認定しているという制度であります。

平成28年度の制度創設以降、本県の県内の状況でございますが、認定企業数は年間5件程度、徐々にふえてきておりまして、直近では令和5年10月末現在で30社となっております。この件数は東北1位となっております、これまでの県の施策の寄与が国からも評価される等、女性活躍に向けた取り組みの成果が一定程度出ているのではないかと考えております。

なお、さきの決算特別委員会で、えるぼし認定企業でハラスメントが行われているといった話題もあったところであります。確認したところ、当該企業はえるぼし認定企業ではなかったのですけれども、ハラスメント防止等については引き続き取り組む必要があると考えております。

吉田敬子委員御案内のとおり、県の認定制度につきましては、まさに最初は女性活躍の導入の段階だということで、あえて数値的な部分にはこだわらずに、まずは経営者が宣言して、セミナー等に参加していただくと。さらに、ステップ2としては、女性の採用や、管理職もふやしながら一般事業主行動計画を取っていただくという形を、まず導入という形を取らせていただいております。

今後は、県の認定企業に取り組んだところは、これからぜひえるぼし認定のほうに行っていただきたいと思っております。えるぼし認定の場合は、管理職の割合など、かなり厳しい規定になっていきますので、なかなか取り組むのも難しい状況ではあると思っておりますが、やはり今後女性活躍を進める上で、えるぼし認定といった部分も県内で取り組んでいただく必要があると考えておりますので、県といたしましても引き続きそういったところを支援していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 えるぼしのほうがふえていけば、県の認定のほうはそのままでもいいものではないでしょうか。県のレベルを上げていく意味では、例えば、せっかくステップ1、2とあるのであれば、ステップ2のほうをもう少し数値化してみるとか。県の積極的な関与というところで、県でここを目指していますという意味のいわて女性活躍認定企業のレベルアップというか、条件のアップを図っていくべきで、もう少し数値にしてみたほうがいいの

ではないかと思えます。ステップ2だと更新の場合、当初の申請時の状況の維持でも可となっているので、そのままでもいい。せつかくステップ2になるけれども、前とそんなに変わらなくて、一般行動主、そちらの計画を策定していただければというのは確かにそのとおりでもあると思うのですけれども、もう少し数値化をそれぞれ図っていただきたいと思っております。

今年度から専門人材、社会保険労務士や中小企業診断士などの派遣をされるということですが、何人くらいの専門人材の方が年間でどの程度訪問される予定なのか、お伺いしたいと思います。

○藤井青少年・男女共同参画課長 県では若者女性に選ばれるモデル企業創出事業といたしまして、女性が活躍しやすい職場づくりに取り組む企業に、社会保険労務士の専門家を派遣する事業を本年度から新たに実施しているところであります。建設、医療、福祉、製造などの13社を今回モデル企業として公募により選定いたしまして、11月から専門家を順次派遣しているところであります。年度内に各社2回程度の派遣を予定しております。専門家は、社会保険労務士6名をお願いしております、それぞれ各社に回っていただいているという状況であります。

派遣した際の助言の中身であります、女性活躍推進に向けた働き方改革や休暇制度、研修制度等の見直し等、各企業が抱える個々の課題に応じて助言いただくという内容です。先ほど来話題となっております県の女性活躍企業等認定制度やえるぼし認定の取得にもそれをもってつなげていただきたいという趣旨で取り組んでいるところであります。

なお、この企業での取り組みや、専門家からの助言等の内容につきましては、県のホームページやマスコミ等を通じて広く県内に発信いたしまして、他の企業の参考としていただくことで、こういった女性活躍推進が県内企業に広まることを期待しております。引き続き企業における女性が働きやすい職場づくりを県として支援していきたいと考えております。

○吉田敬子委員 いろいろな会社に訪問していただくことはすごく大事だと思いますので、期待したいと思います。こういったところを目指しているのかという、先ほどの認定企業もそうですけれども、女性の働きやすさを目指すためには、管理職も含めて、こういうところまで岩手県は上げていくという方針を図ることで、社会保険労務士が歩く際にもレベルアップした取り組みになると思いますので、ぜひ今後検討をお願いできればと思います。

○佐々木努委員 最終処分場のことで1点だけお聞きしたいと思います。

先ほどからいろいろ議論がありましたけれども、我々に報告があつて、建設時期がずれる、予算がふえるという話、それはそれで我々としては仕方のないことだと思うわけですが、工期が延びることによって、もしかしたら地元自治体や奥州市、地域の住民の方々にも何らかの影響があるのではないかと思うわけですが、その辺の対応についてどのようにされたのかお聞きしたいと思います。

○石手洗廃棄物施設整備課長 工期の延長等につきましては、地元の自治体、八幡平市等で住民説明会を開催し、説明しているところであります。現在、奥州市でいわてクリーンセンターが稼働しておりますけれども、そちらにつきましても現状のとおり受け入れは継続することが可能でありますので、そこに影響はないと考えております。

○佐々木努委員 理解は得られているという認識でよろしいですね。

○石手洗廃棄物施設整備課長 地元には説明しておりまして、理解は得ているものと考えております。

○佐々木努委員 引き続き、何か諸問題発生した際の対応についてはしっかりとお願いしたいと思います。

家庭ごみの有料化についてでありますけれども、先日の新聞報道で岩手県は家庭ごみの有料化が進んでいないとありました。私も勉強不足で知らなかったのですが、全国では全ての自治体で100%有料化にしているという県が一つではなくあるということと、これも正しいかどうかわかりませんが、新聞報道で、100%の都道府県がある中で、岩手県は北上市だけでわずか3%だということで、岩手県のみが大きく遅れているという報道がありました。

有料化にすることがいいのか悪いのか、この判断はそれぞれの自治体で行うとしても、やはりこれだけ差があると、他県と岩手県では、ごみの処理に対する考え方も含めて、何らかの取り組みが違ってくるのか。その辺の問題点を整理していかないといけないと思うわけですが、ごみ処理の有料化について、最新の国内と県内の状況を教えていただければと思います。

○古澤資源循環推進課総括課長 国内及び県内の家庭ごみ有料化の状況であります。

全国的なお話ですが、家庭ごみ有料化の状況につきまして最新データですと、令和5年10月時点で、全国1,741市区町村のうち、有料化を実施済みの市区町村は1,147ということで、全国の有料化実施率は65.9%と把握しております。

一方、県内の有料化の状況につきましては、平成20年12月に北上市が有料化を実施しているというだけでございます。北上市におきましては、実際、有料化実施後に家庭ごみ排出量が減少し、現在まで県内の家庭ごみの平均排出量を下回って推移しているという状況です。

○佐々木努委員 この有料化にもメリット、デメリットがあると思うのですが、県としてどのように見られているのか、教えてください。

○古澤資源循環推進課総括課長 家庭ごみを有料化することのメリットにつきましては、一般に各家庭から排出される生活系ごみの排出量を減少させる効果があるとともに、焼却処分量が減少することによりまして温室効果ガスの削減につながるなど、環境負荷が低減するということが挙げられます。加えて、ごみの排出量が多い住民ほど費用を負担することになりますので、公平性が確保されるとともに、有料化に伴う収入等を活用して、例えば、高齢者世帯へのごみ回収を支援するなど、各種行政サービスを充実させることができ

ることがメリットであると認識しております。

一方で、有料化に伴うデメリットとしましては、有料化した分だけ家計への負担がふえるということがございます。また、一般に不法投棄の増加や、年数が経過することによりまして、慣れによる排出抑制効果が減少するといった懸念が挙げられるところでありますが、有料化を実施している北上市に確認したところ、有料化後に不法投棄の増加や排出抑制効果の減少は見られていないと伺っております。

〔「うそだよ」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 静粛に願います。

○佐々木努委員 私もちろん自分の家から出たごみは週2回出しているわけなのですが、これは私が住む奥州市の地域だけの問題かもしれませんが、ごみの排出量が減っていない、むしろふえてきていると感じていて、特に、庭で取った草や落ち葉を集めたものをごみとして大量に出すということが最近よく目につきます。それから、食品残渣です。すごく重くて、そのごみ袋から破れて液が流れるとか、そういうものを頻繁に見るわけで、住民の方々の意識が随分低下しているのではないかと感じていまして、やはり改善はしていかなければならないと思っていた矢先に、岩手県が随分と遅れているという記事を目にして、これは本気になって県としても取り組んでいかなければならないのではないかと思います。

市町村も、ごみ処理を有料化すると市民の方々からの反発があるということでもなかなか踏み切れないと思うのですが、やはり全国的にそういう流れであるということと、地球温暖化の観点からもしっかり一人一人が取り組んでいかなければならないということも県全体で県民の方々に対して周知をしていく取り組みが重要だと思うのですが、これまでの取り組みも含めて県の考え方と今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○古澤資源循環推進課総括課長 一般廃棄物の処理につきましては、各市町村が主体となって地域の実情に応じた減量化、リサイクルの推進に関する多様な施策を進めていくところではありますが、県としましては、家庭ごみ有料化に関する研究会を立ち上げておりまして、市町村とともにごみ有料化の導入に向けて情報交換を継続してやってきたところであります。

今後におきましても、研究会での議論と併せ、家庭ごみ有料化を検討する市町村と合同で有料化を実施している自治体への先進地視察を行うなど、有料化を実施する市町村の増加に向けて、引き続き県内市町村における有料化に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。

ごみの有料化につきましては、資源循環はもとより脱炭素化の観点からも、その重要性は高まっていると考えておりまして、県として推進していく必要があると認識している一方で、昨今の物価高騰の社会情勢の中、有料化することによってさらに住民負担の増加が見込まれることから、バランスを見極めながら適切に市町村に対して助言して参りたいと考えております。

○**佐々木努委員** 有料化がいいか悪いかではなくて、やはり家庭から出るごみをできる限り減らしていくことが目的でありますので、それを第一に訴えていきながら、必要であれば、有料化への取り組みを県がしっかりと指導していただければと思いますので、引き続きの取り組みをお願いいたします。

次に、いわてネクストジェネレーションフォーラム 2023 について伺います。これは、先月 19 日に盛岡市で開催されたとお聞きしております。私もこれまで何度か見に行かせていただいたことがあって、これまでもこのことについては当委員会で何度も取り上げてきた経緯があります。まず、今回のいわてネクストジェネレーションフォーラム 2023 の開催状況について、内容、参加人数、経費をお知らせください。

○**藤井青少年・男女共同参画課長** いわてネクストジェネレーションフォーラムは、さまざまな分野で活躍している若者の参画及び発表の場とするとともに、この取り組みを広く情報発信することにより、若者の活躍を後押しすることを目的といたしまして、いわて若者会議といわて若者文化祭を統合した形で、いわてネクストジェネレーションフォーラムとして令和元年度から毎年開催しているものであります。

今年度のいわてネクストジェネレーションフォーラムの内容でございますが、社会と若者の新しい関係性をつくる必要性についての講演ですとか、若者が生きやすいいわてを目指す提言作成のためのパネルディスカッション、探究学習のワークショップのほか、若者の実行委員会の企画によりまして、ブース出展者及び一般参加者を交えての交流会等を行ったところであります。

特に提言につきましては、パネリストや高校生などの御意見を反映いたしまして、ダイバーシティ、インクルーシブ、DX、GX といった社会変革の需要といった 3 本柱で発表を行っていただいたところであります。

参加者の状況であります。現地の参加者数が 175 名、動画配信につきましては 12 月 5 日現在の視聴者が 661 名となっておりますので、合計 836 名となっております。

なお、この動画配信につきましてはユーチューブ上で引き続き視聴できますので、現在もこの視聴数は伸びている状況でありまして、今後も機会を捉えていわてネクストジェネレーションフォーラムの内容の周知を図っていきたいと考えております。

また、経費につきましては、開催業務の委託契約金額が 666 万 6,000 円であります。

○**佐々木努委員** ちなみに、いわて若者文化祭当時から参加者の推移はどのようになっているか教えてください。

○**藤井青少年・男女共同参画課長** いわて若者文化祭として開催しておりました平成 26 年度から 30 年度までにおきましては、開催期間が 2 日間または 3 日間の開催となっておりますけれども、3,000 人から 7,000 人程度で、また、いわて若者会議におきましては開催が平成 25 年度から 30 年度までであります。こちらは 1 日の開催で 200 人から 300 人程度の参加者数で推移してきたところであります。

いわてネクストジェネレーションフォーラムになった令和元年度は現地のみの 2 日間の

開催ではありますが、1,600人程度、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の対策の観点から動画配信も行ってきたところでありまして、令和3年度からはさらに1日開催となった等、変更はございますけれども、昨年度まで約2,000人程度で推移してきたところでありまして、今回の動画視聴も今後さらに伸ばしていきたいと考えております。

○佐々木努委員 これは、目的が若者の活動を支援していく、活発化させていくということで、当初若者文化祭として始まったと理解をしているわけでありまして、中身も随分変わったし、当時は2,000万円を超える予算で行われてきたのが、今は666万円ということで、大分少なくなったということです。

やはり、私もこの開催の意義というのが一番大事であって、多くの若者に参加していただいて、岩手県のために、あるいは自分たちの活動をどう前に進めていくかということと共に参加することによって高めていくという目的が、若者文化祭から今につながるこのイベントの開催の目的ではないかと思っているわけですが、なかなか我々にはその効果が見えづらいのです。確かに、こういう事業があったから何が生まれたみたいなことは目につきにくいということは理解していますが、参加者もだんだん減ってくる、規模も縮小してくる中で、果たして開催の意義が、当時考えていたとおりのものに今なっているのかということと、これから続けていくべきものが今行われているのかということ、それをもう一度考える時期に来ているのではないかと思います。

ただ去年もやったからことしもやりましょうとか、来年もやりましょうということだけではなく、本当に若者のためになっているのか、県全体の若者の支援につながっているのかということをしつかりと検証していただきたいと私は思うわけでありまして、県が考える事業の成果と、それから今後に向けての考え方についてお聞きいたします。

○藤井青少年・男女共同参画課長 いわて若者会議から始まりましていわてネクストジェネレーションフォーラム等の成果ですが、佐々木努委員御指摘のとおり、成果というのはなかなか定量的にはかりづらいところではありますが、多様な分野で活躍する若者の参画、交流、発表の場を提供することで、学校や職場を越えた交流が生まれ、若者の地域活動への参加意欲や地域への愛着を深めるきっかけとなっているものと考えております。

さらに、今年度はこれまでの世代とは異なる価値観を持つ、若者に選ばれる地域社会のあり方を学ぶ場といたしまして、大人世代の参加も呼びかけるとともに、若者の実行委員会を組織いたしまして、企画と運営に主体的に参加してもらったところでもあります。

これによりまして、若者団体と若者を応援したい企業との交流による相互理解を図るとともに、講演におきましては、若者を見ないことは未来を見ないことといたしまして、マーケティングや人材確保の上で若者の価値観を考慮することですとか、若者側も大人を理解するということなどの必要性についてのお話をいただいたところでもあります。この内容は、まさに社会を変えていくきっかけとして、本県の人口減少対策にも通ずるものでありまして、参加者からも好評であったと認識しているところでもあります。

今後ですが、引き続き若者が活躍しやすい社会の変革を目指すことを目的に据えるとと

もに、今回策定しました提言につきましては、いわてで働こう推進協議会と実施状況も確認していくこととしておりますので、若者が生きやすいいわての実現に向けて、実効性も担保しながら引き続き開催をしていきたいと考えております。

○**佐々木努委員** いずれ盛岡市だけの集まりにならないように、県内にはたくさん若者がいるということだけは忘れないで、開催の趣旨、目的を達成するためのイベントにしていきたいと改めてお願い申し上げます。

最後に、花巻市にある新興製作所跡地の建物解体物の取り扱いについてお伺いしたいと思います。新興製作所跡地の建物解体物については、PCB廃棄物の濃度の高いものについては既に撤去されていると伺っていて、残るは濃度の低いものを含めたものをどうするかということになっている。現在、解体業者が破産しており、処分する責務のある者がいないということで花巻市も随分対応に苦慮しているとお聞きしています。県としても、現在もさまざまな面で花巻市をサポートしているというのはお聞きしているのですが、この件の流れと現在の状況について、県が関わっている部分だけでも構いませんので、お知らせいただきたいと思います。

○**古澤資源循環推進課総括課長** 簡単に説明させていただきますと、低濃度PCB廃棄物につきましては、所有者に処理をするように指導している状況であります。もう一方の解体物の関係であります。現在の所有者が解体工事を発注して、解体業者との費用未払いの関係のトラブルなどがあって工事が中断して、解体業者が撤退した。したがって、所有者はその後に破産手続をしたということがあって、現在解体工事で発生した瓦礫類が残置されたままになっている状況であります。

これに対して県としての取り組みといたしますと、今申し上げましたように通常だと解体工事の請負業者はそれなりの費用をもらって処理をするわけなのですが、その契約関係などが複雑だったということがありまして、事実確認をするために廃棄物処理法に基づく複数回の報告徴収をかけております。その中で瓦礫が長期間残置されるに至った経緯を確認していたところでありまして、報告を受けて整理した結果、廃棄物処理法上の瓦礫類の処理責任者は解体業者にあるということが確認できましたので、解体業者に対して適正処理を指導していくということで考えております。

○**佐々木努委員** 市としては、県が弁護士を通じてさまざまな調査をしているようだけれども、その後どうなっているのか報告がないということで先日相談を受けたものですから、確認するというので取り上げさせていただきました。

いずれにしろ、瓦礫をそのまま放置しているということについては、付近の環境も含め、それから今後の跡地利用の促進も含めて決していいことではないので、できる限り早期に撤去ができるよう、そしてこの問題が解決するよう、県としてはスピーディーに花巻市と一緒に取り組んでいただきたいと思います。

○**福井せいじ委員** 今解体事業者に処理を指示しているという話がありましたが、私は解体事業者が倒産していると聞いているのですけれども、そうではないのですか。

○古澤資源循環推進課総括課長 解体事業者は倒産しておりません。発注者が破産手続をしているということになります。

○福井せいじ委員 そうなると、解体事業者に指示をするといっても、誰がその発注者になるのか伺いたいのですけれども、それは県がやるのですか。

○古澤資源循環推進課総括課長 いわゆるこの瓦礫類の排出者が誰になるかという解体業者になるという整理になっております。

○佐々木宣和委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴木あきこ委員 岩手県の事業でも行っております再生可能エネルギーのことについて質問させていただきます。

再生可能エネルギーには、風力や地熱などさまざまありますが、岩手県内の自給率は令和4年では41%、令和10年の目標値は66%となっております。

その中で、一般家庭でも太陽光パネルを使つての発電が行われていますが、パネルの寿命は約25年から30年と言われています。そうなりますと、早いところではそろそろ20年ぐらいになるところもあるでしょうし、活発に行われるようになった時期を考えると、5年単位で寿命になるのではないかと推測されます。その太陽光パネルの設備からパネルを含む廃棄物が出るのが予想されますが、岩手県ではその廃棄物問題について現段階で検討されていることはありますでしょうか。

○古澤資源循環推進課総括課長 太陽光発電施設の処分につきましては、一般的に解体後、金属、ガラスくず、コンクリート殻は再資源化され、その他は廃棄処分されております。県としましては、耐用年数経過後の発電設備が適正に処理される仕組みを構築するよう、国に対して要望してきたところであります。

太陽光発電設備につきましては、2022年7月から太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度によりまして、10キロワット以上の事業用太陽光発電設備について、廃棄物処理費用が担保されているところであります。

また、国におきましては、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会を4月に立ち上げ、事業終了後の使用済太陽光パネルの安全な引き渡しやリサイクルを促進するための制度的支援について検討が進められていると承知しております。

今後、太陽光発電設備が解体される工事について当方で把握した場合には、関係法令に基づき適正に処理されるよう対応していくこととなります。

○鈴木あきこ委員 私も、報道でリサイクルをされるものがあるということを見ておりました。そのときは、ガラス部分をリサイクルしてまたガラスにしてということをやっているけれども、それをできる事業者が日本全国を見てもまだ25カ所しかないということで、リサイクルして作られたガラスをどのように活用していくのか、今検討中であるとニュー

スや報道等で見たとところです。岩手県も土地が広い分、いろいろなところで太陽光の発電を行っていますので、お金はかかると思うのですが、県独自でもそういうリサイクル施設をつくって、そこで出たものを利用して何か次のものに役に立てるということを検討していただけたらと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。

執行部職員入れ替えのため、しばらくお待ち願います。

次に、保健福祉部から岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備基本計画（案）の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 岩手県福祉・消費生活関連相談拠点施設、仮称であります。整備基本計画の案について便宜お手元の配付資料により御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。今回の目的であります。老朽化した福祉総合相談センター及び県民生活センターの移転改築による福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）の整備に向けた基本的な考え方をお示しするものであります。

2 の計画案の概要は、後ほど御説明申し上げます。

3 の今後の予定であります。現在パブリックコメントを募集しているほか、県の大規模事業評価専門委員会における審議を予定しているところであります。なお、11月21日には移転予定先の住民説明会を開催したところであります。

それでは、基本計画（案）の概要につきまして、2ページ目にお進み願います。なお、基本計画（案）の全文につきましては、さきの12月県議会定例会提出予定議案等説明会の際にお配りしており、今回改めての配付は割愛させていただいておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、2ページの資料左側、ⅠからⅢのところではありますが、こちらにつきましては現在の施設の概要、運営状況、現状と課題を記載しております。

右のほうに移っていただきまして、Ⅳ、こうしたことを踏まえた改築整備の基本方針ということではありますが、ユニバーサルデザインやインクルーシブの視点に配慮した構造とするほか、相談者のプライバシーを確保するため、各機関に専用の相談室等を整備することとしております。

Ⅴ、改築整備の基本計画ではありますが、1の整備予定地は、既に公表させていただきましたが、旧県立盛岡短期大学跡地としておりまして、配置につきましては、次の3ページにお進みいただきまして、(3)であります。福祉総合相談センターということで、この図でいいますと、下が南側でございますが、左上のところに建築ということで予定しております。

その下の2、施設の規模等のところであります。全体の延べ床面積は約4,900平米を見込んでおりまして、機関ごとの内訳はこの表のとおりとなっております。

福祉総合相談センターについては、相談室の設置、室のスペースの狭隘化の解消、屋内運動スペースの整備等により現施設の1.3倍程度の増加、県民生活センターは社会情勢の変化によりまして遊休化した設備の廃止等、機能に見合った規模への見直しにより面積が減少しております。

右側に参りまして、整備の基本的な考え方でございますが、現在の各機能の一層の充実を図るための整備内容を記載したところであります。

VIの整備スケジュールでございますが、今後手続を踏まえまして令和9年度中の供用開始を目指しているところであります。説明は以上でございます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

○吉田敬子委員 パブリックコメントはこれからもありますけれども、パブリックコメントと住民説明会でどういった声があったのか教えていただきたいです。

それから、資料の3ページ目に、施設の規模について福祉総合相談センターと県民生活センターには入居団体があるのですけれども、特にその入居団体の面積がぐっと減っているわけですが、それぞれの入居団体が何個あって、それが同じくらい移行するものなのか、その辺を具体的に教えていただければと思います。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 パブリックコメントにつきましては、11月下旬からスタートしておりまして、今月の27日までとなっておりますが、パブリックコメントの意見についてはまとめて後からいただくことになると思います。

それから、住民説明会では、施設の移転そのものについて反対される意見はございませんでした。これまでの経過としまして、旧県立盛岡短期大学が県立大学に移った後、地元住民の方々がいわゆる期成同盟会ということで、跡地利用について、行政的な施設の整備を盛岡市あるいは県にも御要望いただいているという経緯もございまして、特に反対の意見はございませんでした。整備に当たって街路灯をつけてほしいなどの防犯上の配慮についてはいろいろ御意見をいただきましたので、そこは当部として、これから御意見を踏まえて検討して参りたいと考えております。

それから、入居団体は全部で4団体ございまして、福祉関係が3団体です。内訳としましては、一つ目が公益財団法人いきいき岩手支援財団、これは高齢者関係の相談や介護職員の研修などを担当している団体です。二つ目が、一般社団法人岩手母子寡婦福祉連合会というところで、ひとり親の方の支援をしていただいている団体です。三つ目が、NPO法人My夢（マイム）という盛岡広域の障がい者の協議会が入っております。四つ目は、環境生活部の所管でございますが、いわて被害者支援センターとなっております。

面積の減少でございますが、公益財団法人いきいき岩手支援財団で、福祉用具の展示スペースが結構な部分ございまして、実際の面積はこれから検討していくわけですが、今、民間でもいろいろあるものですから、その取り扱いは今から検討しながら進めていきたいと思っております。

ただ、今回の面積はあくまで仮の積算でありますので、本体のさまざまな相談室なども

含めて、改めて全体を調整して参りたいと考えております。

○吉田敬子委員 いわて被害者支援センターで今特にふえているのが性被害の問題で、半分以上になっているわけですが、婦人相談所はまた別にあるのでいろいろ共有しながらもあるのかとは思いますが、この入居団体の面積には相談室は入っていないくて入居だけのスペースということではよろしいのでしょうか。

それから、今は入居団体が四つですけれども、これを機に、今後、入居の可能性ある団体のスペースは確保されるのでしょうか。ほかの団体の入居があるのかどうか、その辺もお伺いできればと思います。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 相談室の関係であります。県民生活センターと福祉総合相談センターが一緒になるものですから、共用する部分も考えておきまして、団体には相談室を共用していただく可能性があるのかと思いますし、そこはこれから詰めていかなければならないところであります。今は概要ということでありまして、実際にこれからそれぞれの設備なり部屋の割当てをしていく中で具体的に検討して参りますので、部屋数についても、その中でどういったところが共用できるかなど、入居団体の方々といろいろとお話をしながら進めていきたいと思っております。

それから、2点目のほかの団体の入居であります。福祉総合相談センターや県民生活センターにいらっしゃる方が、現在の四つの団体にもいろいろと相談していただくこともあり、当方としても連携しているところでありますので、そういった観点から今四つの団体にお入りいただいておりますので、現段階ではこの四つと考えているところであります。

○吉田敬子委員 国が特定妊婦の支援拠点に1施設最大2,800万円を支援するというのを報道で見たのですが、特定妊婦の支援のために児童相談所や医療機関など関係機関との連携が求められている中で、せっかく県で施設を一緒にまとめていくときに、今あるものをただ併せて新しくするだけではなくて、そういった支援拠点としても、総合的に考えていっていただきたいと思っております。

特定妊婦の支援については、今後国の資料をいただきながら是非考えていただきたいと思っておりますので、その件についての御所見を伺います。

それから、今回、資料3ページの右側に、児童相談所の一時保護所には児童の居室の個室化や運動スペースを整備し、婦人相談所にも、子供たち、乳幼児に配慮して保育や遊び場のスペース等を整備するということですが、これは中の施設なのか、屋外も考えているのか、それについて教えていただければと思います。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 吉田敬子委員からお話がありましたとおり、今、国でもさまざまな支援体制を検討しております。実際に支援に当たる主体が県なのか、あるいは市町村なのか、あるいは民間の方をお願いをするような中身になっているのかということもござります。最終的には令和9年度の開設を目指しておりますので、その間にまたいろいろな動きがあるかと思っておりますので、その部分は十分にその都度検討を加えていきたいと考えております。

二つ目の運動のところでありまして、実は宮古児童相談所で先行しております。ここも一時保護のところを、それまでは1部屋に4人入るものを、個室化を前提に整備したということが一つ。それから、そういうお子さんたちでございますので、外で遊んでいただくことがなかなか難しいということもあって、屋内にも運動の場所をつくっております。そういったところをベースに考えて、今回お示した案ということになっております。

○吉田敬子委員 先ほど特定妊婦のお話はさせていただきましたけれども、盛岡市がかつら荘を整備するというので、こちらは母子の施設で、特定妊婦だけではもちろんないのですけれども、今、岩手県内に妊婦が入居できる場所が一つもなく、かつら荘がしっかり整備されること等を含めて、整備するのはもちろん盛岡市ではあるのですけれども、ぜひ、その機能として評価できるような体制にしていきたいと思っています。

宮古児童相談所に伺ったことがなくて恐縮なのですが、困難を抱えている子供たちが少しでもこの場所に来たときのスペースの確保を、ぜひインクルーシブの視点でこちらの子供たちの施設の整備もしっかりやっていっていただきたいと思っています。

○佐藤ケイ子委員 今の続きになるのですけれども、婦人相談所がこちらに移って、女性相談支援センターに名前が変わるのですね。今、一時保護については別のところをお願いして、DVの夫などから見つからないところに隠すということなのでしょうけれども、他県では一時保護所もこの婦人相談所の中に置いているところもあるし、そうではなく岩手型のようなところもあるのですが、今回の構想だとこの一時保護所はどうなるのでしょうか。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 一時保護所につきましては、所在する場所も表には出してないものですから、ここで話しすることは御了承願えればと思います。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって保健福祉部からの岩手県福祉・消費生活関連拠点施設（仮称）整備基本計画（案）の策定についての報告を終わります。

職員入れ替えのため、しばらくお待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係、議案第2号令和5年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）、議案第5号令和5年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第17号岩手県視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上4件は関連がありますので、一括議題といたします。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部関係の補正予算議案1件について説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。議案第1号令和5年度岩手県一般会計補

正予算（第4号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費のうち1項社会福祉費と3項児童福祉費及び4項生活保護費を合わせて4億23万円余の増額と4款衛生費のうち1項公衆衛生費、3項保健所費及び4項医薬費を合わせて4,404万円余の増額で、総額4億4,428万円余の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の31ページをごらん願います。なお、金額の読み上げは省略し、主な内容のみ説明させていただきますので、御了承お願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の右側説明欄の上から三つ目であります。生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策補助は、生活に困窮する高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯等の光熱費や防寒用品等の経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する原油価格・物価高騰等特別対策事業に対して、その経費の一部を補助しようとするものであります。

二つ目の管理運営費から32ページ、6目婦人保護費は、人事委員会勧告に基づく給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、以下同様の事由によりまして人件費の所要額について、34ページの3項児童福祉費の1目児童福祉総務費から4目児童福祉施設費、35ページに参りまして4項生活保護費の1目生活保護総務費、37ページに参りまして4款衛生費、1項公衆衛生費の1目公衆衛生総務費から4目精神保健費、40ページに参りまして3項保健所費の1目保健所費、41ページ、4項医薬費の1目医薬総務費から4目薬務費に補正予算を計上しているものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りをいただきまして、14ページをごらん願います。

14ページから16ページにかけては、議案第2号令和5年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）であります。人事委員会勧告に基づく給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ42万3,000円を増額し、補正後の予算の総額を5億4,914万9,000円とするものであります。

続きまして、23ページをごらん願います。23ページから25ページにかけては、議案第5号令和5年度岩手県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。人事委員会勧告に基づく職員給与改定により年間の所要額の調整を行おうとするものであり、歳入歳出それぞれ90万9,000円を増額し、補正後の予算の総額を1,134億4,799万4,000円とするものであります。

次に、議案第17号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて説明いたします。配付しております資料の1ページをごらん願います。1の提案の趣旨であります。岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

2の指定管理者候補者の概要であります。1の指定管理者候補者の名称は、結グルー

プ、構成員は株式会社NTTファシリティーズ、株式会社めんこいエンタープライズ、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会、岩手県ビル管理事業協同組合の5者となっております。

(2)、指定の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とするものであります。

次のページにお進みいただきまして、3の指定管理者候補者の選定経緯であります。 (1)、選定・評価委員会の概要は、指定管理候補者の選定及び運營業務の評価を行うため、有識者によるいわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を開催し、募集要項の審議、最優秀提案者の選定を行ったものであります。

(2)、選定方法及び経過及び(3)の応募団体数であります。6月15日に募集要項を公表し、結グループ1者からの応募があったことから、資格審査等の1次審査、2次審査を経て9月27日に本委員会においてヒアリング等の審査を行った結果、10月10日に県における指定管理者候補者の決定を行ったものです。

(4)の指定の理由であります。現行の指定管理者としてこれまで積み重ねたノウハウや委員会が行った助言を基に業務運営を適切に行っており、今後も実績を踏まえた質の高いサービスの提供と施設の管理運営を安定して行う能力を有していると認められるため、指定管理者候補者として選定したものであります。

4のその他であります。 (1)に記載しておりますように、いわて県民情報交流センター条例に基づき設置されておりますイの岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者候補者のほか、アの県民活動交流センター及びウの岩手県立図書館の維持管理業務に係る指定管理者候補者についても一括で公募したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松村副部長兼保健福祉企画室長 議案第 14 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて説明申し上げます。

議案は、議案書（その 2）の 84 ページになりますが、内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により説明申し上げます。

1 の提案の趣旨ですが、令和 5 年 10 月 22 日、駐車場において、職員が県の保有する自動車から台車への荷下ろしを行った際、台車に立てかけた看板が倒れ、駐車中の自動車に接触したことにより、当該車両を破損させたことから、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2 の損害賠償の額は、被害があった自動車の破損に係る損害額を 4 万 5,100 円とし、3 の和解の内容は、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切異議を申し立てないとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木宣和委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

次に、保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。初めに、受理番号第 15 号国民医療を守ることを求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○田内企画課長 受理番号第 15 号国民医療を守ることを求める請願につきまして、資料により説明いたします。

本請願は、国に対し医療・介護・福祉に関する財源確保を求める内容でありますので、厚生労働省における令和 6 年度予算の概算要求の状況について説明申し上げます。

資料 1 ページをごらん願います。1 の(1)、国の概算要求の状況であります。令和 6 年度の厚生労働省予算概算要求における重点要求としまして、その下の箱囲みにありますとおり、人口減少や超高齢社会に対応した持続可能な地域医療・介護の基盤構築や地域共生社会を実現するため、イノベーションや新しい資本主義による成長の加速化の推進を図るとともに、国民一人ひとりがその果実を実感するための改革を進め、その中で診療報酬・

介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定など、近年の物価高騰・賃金上昇等を踏まえた必要な対応を行うこととされております。

1 ページの中ほどより下には重点的な取り組み事項、それから 2 ページ以降でございますけれども、こちらのほうにはより具体的な項目や要求額が示されておりますが、個別の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は併せて御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものがありますので、本定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木宣和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、これをもって意見交換を終了といたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 16 号岩手県における産後ケア事業の更なる充実・強化を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 受理番号第 16 号岩手県における産後ケア事業の更なる充実・強化を求める請願につきまして、お手元の説明資料により御説明します。

まず、1 の産後ケア事業の概要でございますが、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどきめ細やかな支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的とするもので、実施主体は市町村であり、母子保健法により努力義務が規定さ

れております。

(5)に参りまして、実施方法には三つの類型がございます。病院や助産所の空きベッド等を活用する宿泊型、日中の来所によるデイサービス型、自宅に出向くアウトリーチ型がございます。以上の事業内容に応じて、助産師、保健師または看護師等を配置して実施いたします。

次ページにお進みいただきたいと思っております。2の産後ケア事業の推進方策であります、国では第4次少子化社会対策大綱において、産後ケア事業の令和6年度末までの全国展開を目指しており、県でもいわて県民計画(2019~2028)第2期アクションプラン政策推進プランにおいて、国と同様に令和6年度末に全33市町村での実施を目指して取り組みを推進しております。令和4年度からは県単事業で産後ケア利用促進事業費補助を実施し、産後ケア利用料の無償化に取り組んでいるところです。

3ページに参りまして、3の県内市町村の実施状況であります、現在32の市町村で産後ケア事業が実施されております。サービス類型別では宿泊型が1市、デイサービス型が15市町、アウトリーチ型が28市町村で実施されております。

4ページに参りまして、そのうち宿泊型であります、4のとおり実施基準が詳細に規定されております。実施場所については、病院、診療所の空き病床、入所施設を有する助産施設、個室、その他必要な設備を有する施設での実施が要件とされており、24時間体制で1名以上の助産師等の看護職を配置する必要があります。

なお、参考1として示しておりますが、宿泊型を実施している全国の市町村において、委託先は産科医療機関、助産所に集中しており、そのほかの機関での実施は少ない状況にあります。

また、参考2にありますとおり、産後ケア事業に供する施設整備や建物の修繕に対しては国庫補助がございます。

5ページに参りまして、5の産後ケア事業に関する自治体における課題でございますが、(1)のとおり産後ケア事業について総務省が行政評価を実施しております、その結果によりますと、市町村の現場では医療機関や助産所などの偏在による委託先の確保や遠方の実施場所まで移動する産婦への移動支援などの課題を抱え、対応に苦慮している自治体が見られたため、これを受け、令和4年1月に総務省が当時の所管省庁であります厚生労働省に対し、これらの課題を把握し、都道府県が関与した広域的な対応を促すなど、市町村の事業実施を支援するよう勧告がなされたところであります。

これを受けまして、(2)のとおり、厚生労働省において令和4年度に全国調査が実施されております、これによると事業の課題として6割以上の市町村が委託先の確保を挙げております。また、市町村が都道府県に求める支援としては、集合契約など域内での契約実務の支援や産後ケア事業者との情報連携のための書式や連携フローの策定などが挙げられているところであります。

6ページに参りまして、(3)の産後ケア事業の里帰り利用についてであります、これ

も全国調査の結果であります。他の市町村に住民票がある妊産婦の里帰り利用を受け入れている市町村は全体の1割に満たず、全国的にも里帰り利用が進んでいない状況であります。説明は以上です。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し質疑、意見はありませんか。

○福井せいじ委員 請願の中に市町村ごとに格差があると記されていますし、今の説明でも市町村ごとに体制の違いがありますけれども、こういった市町村ごとの格差に対して県は何か指導等をなさっているのでしょうか。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 産後ケア事業につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり市町村の事業になっております。一方で、デイサービス型や宿泊型は助産師等の人材の確保ですとか、宿泊型になると、先ほど御説明したとおり設備の用意が必要だということになりますので、小規模市町村が多い本県におきましては、市町村ごとに自前でそれらを用意し実施するのがなかなか難しい状況にあります。多くの市町村に取り組んでいただいておりますが、今のところ訪問型だけをやっているところが多い状況にありますので、そういった助産師等の人材の確保が課題となっております。

それから実施できる場所の準備といったところを、県では保健所単位で母子保健に係る連絡調整会議を設けていますので、今年度そこで産後ケア事業についての議論をしていただいております。圏域によっては、例えば宿泊施設を活用したデイサービス事業の推進や、そういった地域資源を活用した取り組みも進んでおりますが、小規模市町村が多いところだと、その辺がなかなか準備できないところもございますので、引き続き地域での医療関係者やさまざまな事業者等の意見交換を進めながら、地域でどのような形でできるのか、県としても一緒に議論に入りまして進めて参りたいと考えております。

○福井せいじ委員 助産師の確保というのがまず一つの前条件だということなのですが、そうすると、県で助産師の現状の人数について把握しているのか、それぞれの地域によって地域偏在があるのかどうか知りたいのですが、いかがでしょうか。

○吉田医療政策室長 県内の助産師数については、年度ごとに変動はありますけれども、約400名おります。地域のバランス等につきましても、勤務されている助産師が多いところでもあります。

○福井せいじ委員 そうすると、これからこういった産後ケアを推進していくに当たっては、助産師の確保が必要だということと、各市町村の格差を是正するということは、そういった地域偏在もなくしていかなければいけないということだと思っておりますので、ぜひそういった面でも取り組んでいただきたいと思います。

○吉田敬子委員 先ほどの議論の中に当県での産後ケアは市町村事業だということで、そのとおりではあります。提供いただいた資料の5ページの勧告にもありますけれども、都道府県が広域的な対応をしていくということ勧告で言っているわけです。私は、市町村の事業だけれども、県が関与して欲しいということだとその勧告を受け止めております。先ほどの福井せいじ委員の質疑の中でも既に御答弁いただいているように、各市

町村単位では難しいということを県も認識しているわけですよね。もっと積極的に各市町村で議論を進めていってくださるということは、これまでの当委員会でもいただいているのですけれども、例えば、具体的にいつ頃までにどういうことをまとめてというような具体策をお示しいただけたらと思います。

次期保健医療計画の策定で、今回、周産期医療は特に変更はないのですけれども、岩手県はすごく特殊で、分娩施設が少ない現状で、そこを維持することをまずは最大限に進めていく中で、産後ケアは本当に一緒に考えていかなければいけないとずっと当委員会でも訴えているのです。分娩施設と、地域で産後ケアをどうやっていくかを含めて議論していただきたいと思っています。

小児・周産期医療協議会でも産後ケアについて議論はあると思いますけれども、最近だとどのような声が出ているのか、お伺いします。県内でも産後ケアの無償化を全国に先駆けてやっていただいているので、それこそ先進的にやっていただいているとすごく評価しております。であるならば、アンケート調査も含めて、次の展開としてどうやっていかなければいけないかという検討もしてほしいと思っています。市町村は、大体産後4カ月くらいまでを対象にしていますけれども、対象者のうち利用者の推移がどの程度なのか、無償化に伴って、ただ市町村にお金を出すだけではなくて、それがどのように有効活用されているかというところまでの調査に至っているのかどうかもお伺いできればと思います。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 広域連携の推進に向けてですが、先ほども答弁申し上げたとおり、各圏域で議論を進めていただいています。産科医療機関があるかないか、その数も含めて、それからNPOや産後ケア事業を担ってくれる事業者があるかどうか、特に県北地域、沿岸地域ですけれども、小規模市町村では子供の数も少ないということがありますので、産後ケア事業の実施自体はしているのですがなかなか利用が進まない、圏域によって課題もさまざまございます。

今後とも県でそういった課題にも取り組んでいくため、県全体としての調整で進むもの、各地域の課題ごとに調整しながらやらなければならないもの、それぞれございますので、そこをいつまでというところは難しいところはありますが、一つ一つの課題を丁寧に協議しながら、ただなるべく早くサービス提供体制が整うように、県も市町村の支援に取り組んで参りたいと思っています。

それから、無償化することによりまして利用者数も令和3年度に比べて4割くらいふえまして、やはり無償化の効果で使いやすくなったところはあると思います。実際に取り組んでいる市町村がアンケートを取っていますので、使ってみるとよかったという意見、また利用したいという意見、肯定的な意見が多いので、やはり必要なサービスなのだとこのころで考えております。その地域の産婦の声もしっかり受け止めていかなければならないと思いますが、やはりニーズはあると考えておりますので、あとは各市町村でユニバーサルなサービスとしてしっかりと定着するように県としても支援して参りたいと思います。

○山崎地域医療推進課長 小児・周産期医療協議会や周産期医療体制等検討部会の中でも

産後ケアの話が出ておりました、課題としてはやはり助産師の確保、その活躍の場というところで、産前から産後までの切れ目のない支援の中でいかに助産師の方に活躍いただけるかというところについてしっかり検討すべきだという御意見をいただいているところがあります。

次期保健医療計画の周産期のところでも、助産師外来や院内助産といったことも含めた産後まで含めた切れ目のないケアについて推進していくというところで記載をしております。

○吉田敬子委員 無償化に伴って利用者が4割増ということと、県としても妊婦のニーズがあるということを確認していただいたり感謝しておりますけれども、確かに、地域それぞれの事情もあったり、助産師をそもそも確保できないといった事情もある中ではあります。やはり待ったなしというか、周産期とともにやっていただきたいところです。

この請願の中でも触れられていますけれども、産後うつ、児童虐待、特定妊婦がふえているという現状も課題として出ています。そこを含めた産前産後サポート、産後ケアという意味では、周産期とともに協議していかなければいけないところだと思っています。宿泊型の整備を進めることについての県の所感をお伺いできればと思います。なかなか難しい、厳しいことは重々承知しておりますが、資料の4ページにその場所の条件として例えば病院だったり、助産所だったり、実際にそういうところが多いわけですが、岩手県はそもそも少ないわけです。分娩施設も助産所もほぼない。こういうデータはそのとおりなのですが、全国とは状況が違うということを県で認識して、整備をしていかなければいけないと思うのですが、それについての御所見はいかがでしょう。

花巻市では宿泊施設をやることを決めております。それと同時に、花巻市独自でやるというのは、ランニングコストも考えると、一つの自治体が単独でやっていくというのはやはり厳しいのではないかと思います。せつかく一つの自治体がやろうとしているところに、それこそ広域として県がやるべきではないかと思っておりますが、花巻市が進められていることに対して現在県はどの程度関与しているのかお伺いできればと思います。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 宿泊型の整備についてですが、資料でも御提供したとおり、本県では一つの市でしかまだ実施されておられません。理由としてはやはり委託できるような産科医療機関が少ないこと、それから先ほど来出ています助産師が地域で確保できないという要因などがあると考えております。

宿泊型の実施については要件がありますので、なかなか市町村や県が直営でできるものではなくて、全国的な状況を見ても、設備、専門職の配置ができるようなところに委託するという形で進めざるを得ないところがございますので、そういった受け皿になるような医療機関や助産所、助産師といったところの掘り起こしを地域でできるかどうかというところを、地域と丁寧議論しながら進めていかなければならないと考えております。

それから、花巻市につきましてはNPOの事業所などもあり、産後ケアのニーズの高まりもありまして、宿泊型の検討もされていると伺っているところであります。補助制度が

あるといった情報提供等はしているところではありますが、やはり吉田敬子委員御指摘のとおり、花巻市単独で受託あるいは運営をしていただくことはなかなか厳しいところもありますので、それこそ周りの町村と広域連携という形で行われる形が理想だと思います。あとは、それぞれの市町村でもそれぞれの取り組みがありまして、サービスの内容の違いなどもありますので、広域連携の場合は、設備の設置のほかにサービスなどをすり合わせしていくことも重要な課題となってくると思いますので、その辺を踏まえて花巻市に県としても支援して参りたいと思います。

○吉田敬子委員 花巻市の委託を受けている団体がたまたま隣の北上市も受託しているので、逆にそういった好機を捉えて広域でやっていけるようなシステムにするのが県の役割だと思います。私は宿泊型施設というのは、1カ所があればいいということではないと思います。でも、今せっかく花巻市がやると決めているのであれば、そこがモデルの形で広域になる。では県北地域でやれないかなど、そのように進めていっていただきたいですし、請願者の方は沿岸地域でも受けているわけですよね。分娩施設がほとんどなくなっているところの産後ケアの受託者はすごく格差を感じていらっしゃるそうです。釜石市、大槌町の産婦の皆さんの切実な声をたくさん聞いていますので、そういうノウハウを持っている方々が、それこそ助産師の確保と育成という形で病院以外でも勤務できるのだというところも見せていくことで、助産師がまたさらに戻ってきたり、こういう勤務だったらやりたいと思える人もふえると思うので、花巻市や北上市にもお声がけしながらぜひやっていっていただきたいと思っています。

今、遠野市では宿泊施設でデイサービスをやっていますけれども、今の基準だと宿泊型だと難しいのか、ホテルでも宿泊型ができるのでしょうか。例えば盛岡市だと温泉施設もありますけれども、今、宿泊施設も苦慮しているわけで、旅館などは結構空きがあるわけですよね。産後ケアはすごく豪華な病院や分娩施設みたいな場所が必要なわけではないので、遠野市の事例を宿泊型に適用できるようになればいいのか、勝手ながら思ったりするのですが、そもそもの基準としてどうなっているのか、教えていただきたいと思っています。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 宿泊型の基準につきましては4ページにお示したとおりでありまして、病院、診療所によらない場合でも居室、カウンセリングを行う部屋、乳児の保育を行う部屋等々を確保できるような施設を用意しなければならないとなっております。産後ケアの専用施設や医療機関のベッドを使うということであれば、助産師、看護師もいますので可能だということになります。民間の宿泊施設を借りてとなると、設置側との貸借の関係もあると思いますし、我々も基準と照らし、他県の事例も見ながら研究して参りたいと考えております。

○吉田敬子委員 遠野市はもともと、すごく昔から助産所に一生懸命取り組んでいらっしゃるのですが、花巻市とはまた違う形のモデルとしてあってもいいのではないかと思いますので、各地域それぞれの可能性を探っていただきたいです。

移動費の確保についてですけれども、課題の主な調査結果の中に産婦の移動支援につい

て、移動費用は補助対象外になっているところが多いということですが、県は移動支援もやっていったほうがいいのではないかと思います。自分の住んでいるところに産後ケアがなくて隣町まで行くという方も結構いるのですけれども、やはり移動支援が必要だと書いていらっしゃるの、その辺の御所見を最後に伺って終わりたいと思います。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 行政評価での指摘では、医療機関が偏在しているので、どうしても遠くから通われる方もいる。ただ、対象者が産後間もない産婦ということなので、みずから運転してくるのもリスクがあるというところがあります。全国のヒアリングの結果では、交通費支援も住民の方からは要望されているけれども、ここに書いておおり、国庫事業費の対象経費としては直接サービスを提供する費用が対象になり、遠くから通ってくる方への交通費補助といった費用はやはり対象外となっているので、そこでなかなか各自治体もその支援が難しいという声があったという結果であります。

所見としましては、岩手県もそのとおり医療機関も点在していますし、県土も広大ですので、実際産後ケアの体制ができたとしても遠くから通われる方も出てくる可能性がありますので、利用促進や広域連携の推進とも併せて、重要な課題であると認識しているところであります。

○柳村一委員 今の質問に関連するのですけれども、市町村分野だというのはわかっています、国庫補助の要件に当てはまらないとしても、市町村が例えばこれを事業化した場合、県の産後ケア事業利用促進事業費補助をつけることは可能なのでしょうか。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 県で実施しております産後ケアの無償化への補助というのは、デイサービス型といった産後ケアを受けた場合に、産後ケア事業の仕組み上、一定程度の自己負担をいただくことになっております。それを超えた額については行政で負担するということですが、自己負担をいただくところを本県の場合は10分の10で利用者負担を補助していますので、利用者負担なく利用できる形にしておりますが、交通費のところまでは現行の無償化の補助対象にはしていないところであります。

○柳村一委員 今後も対象にする予定はないのでしょうか。例えば請願事項の1にしても、生まれ育ったところで産後ケアをやりたいといった場合に、市町村が事業を起こした場合、県としても補助する対象になってもいいと思うのですけれども、どのようなお考えでしょうか。

○佐々木特命参事兼次世代育成課長 広大な本県で産後ケアを利用する上で遠くから通うという事例も出てくるものと想定されますので、これにつきましては産後ケアを推進する上での課題ということで、どういう支援策ができるかというのは今後検討して参りたいと思います。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意見表明がある方は併せて御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との意見がありました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第17号国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、2024年診療報酬・介護報酬を引上げ、ケア労働者の賃上げ・人員配置増を求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○吉田医療政策室長 受理番号第17号国民のいのちと健康を守るため、医療・介護施設への支援を拡充し、2024年診療報酬・介護報酬を引上げ、ケア労働者の賃上げ・人員配置増を求める請願につきまして、医療分について医療政策室から配付資料1ページから6ページにより御説明申し上げます。

資料1ページ、国における診療報酬改定に向けた検討状況等についてであります。厚生労働省における議論では、令和6年度診療報酬改定の基本方針（骨子案）において、(1)の人材確保、働き方改革の推進、(2)の医療機関の分化・強化、連携の推進など四つの基本的視点が示され、診療報酬改定に向け、医療従事者の人材確保の賃上げに向けた取り組みや、食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰を踏まえた対応などが検討されているところであります。施行時期は令和6年6月1日の予定となっております。

財務省における議論では、令和6年度予算の編成に関する建議において、診療所の極めて良好な直近の経営状況を踏まえ、診療報酬本体をマイナス改定とすることが適当と示されております。

資料2ページは厚生労働省資料、資料3ページは財務省資料となっておりますので、後ほどごらん願います。

資料4ページ、診療報酬改定に係る国への要望・提言状況についてであります。県では6月に実施しました令和6年度政府予算に係る提言・要望において、ポツの一つ目、安定した病院経営のための診療報酬引上げについて、ポツの二つ目、物価高騰及び新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関、社会福祉施設等への支援として、臨時的な公的価格の改定について国に要望しております。

また、10月には全国知事会を通じて公的価格改定が行われるまでの負担軽減策を講じるとともに、物価高を反映した公的価格の改定や基盤整備に対する支援など、国において対策を講じるよう提言しております。

資料5ページ、医療施設における物価高騰対策支援についてであります。県では物価高騰による医療施設等の負担軽減を図り、適切で質の高いサービスを安定的に提供するため、令和4年度及び令和5年度上半期に支援金を支給しております。

資料6ページになりますが、令和5年度下期分として本定例会に3億9,900万円余の補正予算案の追加提案を予定しております。医療政策室からの説明は以上でございます。

○**下川長寿社会課総括課長** それでは、介護分について御説明いたします。資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、1、介護職員の賃金の状況等についてであります。県内の介護職員の平均賃金月額額は22万4,700円と、全国の介護職員平均よりも1万7,000円余、県内の全産業平均よりも2万7,000円余程度低い状況であります。

令和4年10月の臨時の介護報酬改定により、介護職員等ベースアップ等支援加算が新設され、介護職員の収入の3%程度を引き上げる措置が行われております。

8ページをごらん願います。国における介護報酬改定に向けた検討状況等についてであります。厚生労働省における議論では、令和6年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)において、①の地域包括ケアシステムの深化・推進など四つの基本的な視点が示され、介護報酬改定に向け、介護ロボット・ICT等のテクノロジーなどの活用によるサービスの質の向上と業務負担の軽減や、経営の協働化等やテレワークなど柔軟な働き方・サービスの提供に関する取り組みなどが検討されているところです。

また、財務省における議論では、令和6年度予算の編成等に関する建議において、必要な介護サービスを提供しつつ、国民負担を軽減する観点から報酬の合理化・適正化を進めていくことが不可欠とされており、担い手の確保等への対応などの方向性が示されております。

9ページは厚生労働省資料、10ページは財務省資料になりますので、後ほどごらん願います。

11ページをごらん願います。介護報酬改定に係る国への要望・提言の状況でございます。医療分の説明に重なる部分は省略いたしますが、処遇改善加算の拡充、利用者負担を伴わない財政措置などについても要望や提言を行っているところです。

最後、12ページでございます。先ほど医療分で説明がありました物価高騰支援についての介護施設等への支援の状況でございます。本定例会に3億7,300万円余の補正予算案の追加提案を予定しております。説明は以上でございます。

○**佐々木宣和委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**鈴木あきこ委員** この請願の中の請願事項1のところに医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、2024年診療報酬等抜本的にとありますが、これは財源を考えると非常に厳しいのではないかと思います。

また、2の全ての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充することとありますが、全てのとありますが、中には黒字に転じている病院関係もありますので、全てのということはいかがなものかと思います。

○**佐々木宣和委員長** 意見ですね。

○**鈴木あきこ委員** 意見です。

○吉田敬子委員 臨時改定についてですけれども、いただいた資料の中にもあるのですが、どういったタイミングで臨時改定がされているのか、これまで過去どのくらいあったのか、臨時改定の最近の動向について教えていただければと思います。

○吉田医療政策室長 臨時改定であります。基本的に診療報酬改定については2年に一度改定されるというところでありまして、過去に行われた臨時改定とはそれほど変えていないというところでもあります。手元に資料がなくて、それ以上の答弁はできないところです。

○下川長寿社会課総括課長 介護報酬につきましては、3年に一度改定されています。ただ、それ以外に、先ほど説明の中でも触れましたが、昨年10月に臨時の改定が行われまして、支援加算が創設されたということがございます。それ以外には、過去を見ますと消費税が上がった時期等について臨時改定が行われているところです。

○吉田敬子委員 先ほど介護のほうは消費税の関係で変わったときに臨時改定が国ではあったということなのですが、県としても臨時改定の部分についてはその情勢に合わせてやはり必要だという認識でよろしいのか、確認させてください。

○吉田医療政策室長 今般の件費高騰とか物価高騰については、医療機関において影響はかなり大きいというところでもあります。医療機関における収入については診療報酬で決まっておりますので、診療報酬改定がないと収入の部分については増収しないということになりますので、そういった費用面での変動が大きい場合については診療報酬で対応していただくということが望ましいと考えております。

○下川長寿社会課総括課長 介護分につきましても同様でありまして、基本的には正規の改定の際に適切な水準の介護報酬が設定されるべきと考えております。ただ、先ほどのお話しにもありましたが、急激な外部環境の変化等があった際には、そういった臨時改定などということも検討していただいたほうが、介護施設等につきましても安定した運営、安定したサービスの提供というものができるのではないかと考えているところです。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 本請願の取り扱いを決めたいと思いますけれども、本請願の扱いはいかがいたしますか。御意見等のある方は御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との意見がありました。

ほかにありませんか。

〔「不採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 本請願については採択と不採択との意見がありますので、採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐々木宣和委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものがありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐々木宣和委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 では、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。

なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

次に、受理番号第 18 号岩手県のがん対策の推進に関する請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○山崎地域医療推進課長 受理番号第 18 号岩手県のがん対策の推進に関する請願につきまして説明いたします。

まず 1、がんの死亡動向であります。 (1)、主要死因別の死亡率の推移、 (2)、主要死因別死亡者数のとおり、昭和 59 年以降、がんが本県の死亡原因の 1 位となっており、高齢化に伴いがんの死亡者数も増加しております。一方、 (3)がん年齢調整死亡率を見ますと、医療技術の向上やがん対策の取り組み等により年々減少しております。引き続きがん対策の取り組みは重要と考えております。

資料 2 ページをごらんください。 2 のがん対策についてであります。がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、平成 19 年のがん対策基本法が施行されております。また、岩手県では平成 26 年に岩手県がん対策推進条例が施行され、県、市町村、県民等の適切な役割分担の下に相互に連携、協力してがん対策に取り組んでおります。

次に、 3、岩手県がん対策推進計画、現行計画であります。がんの予防、がんの医療、がんとの共生、これらを支える基盤の整備の四つの分野別における施策を策定し、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間の計画期間としてがん対策を推進しております。

(2)、重点的に取り組んでいく課題のうち、資料 3 ページにございますが、がん診断

されたときからの緩和ケアの推進の項目の中で、がん患者とその家族が可能な限り質の高い生活を送ることができ、住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、また、診断から治療、在宅での緩和ケア医療からみとりなどさまざまな場面で切れ目なく実施できるよう、体制の構築に向けて取り組むとしております。

4、国のがん診療拠点病院の整備に関する指針の見直しについてであります。令和4年8月に国において拠点病院の整備指針が見直され、拠点病院として指定するための要件が厳格化されたため、要件を満たさなくなる拠点病院については地域がん診療病院として拠点病院とグループ化する必要があることとなりました。

5、次期岩手県がん対策推進計画の見直しのポイントでございますが、引き続き四つの分野別の施策により、がん対策を推進することのほか、がん医療の高度化・専門化や、先ほどの国の整備指針の見直しを踏まえ、五つのがん診療連携医療圏を設定することや、相談支援、情報提供体制の構築やアピアランスケアを充実させていくこととしております。

資料4ページをごらん願います。6、がん診療連携医療圏についてであります。がん医療の高度化・専門化や国の整備指針、また沿岸、県北地域にお住まいの方の一定数が盛岡で治療している現状も踏まえ、がん医療のさらなる質の向上と持続可能な医療体制を構築するため、身近ながん医療については二次保健医療圏単位で確保しつつ、高度・専門的ながん医療を広域的に提供する五つのがん診療連携医療圏の設定を検討しております。

次に、7、自治体によるがん治療のための交通費の負担軽減策についてであります。当室で調べた範囲においては、他の自治体でのがん治療のための交通費補助の例は確認できなかったところです。

また、本県において通院に係る交通費を助成している例としては、妊産婦に対し健診や分娩の際の交通費等を支援する妊産婦アクセス事業や不妊治療を受ける方に対し特定不妊治療交通費の助成を行っているところです。説明は以上でございます。

○佐々木宣和委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○柳村一委員 請願事項の3の部分なのですが、今説明があったように、高度医療を受けるためには盛岡市に来なくてはいけないということなのですが、今回の保健医療計画策定でがんの医療圏が変わったことにより、変わる前と後で受診が盛岡市でないところでもできたのにできなくなったとか、そういうことはあったかどうかをお聞きしたいと思います。

○山崎地域医療推進課長 今回案として提示しておりますが、診療連携医療圏ですけれども、身近ながん医療については引き続き二次保健医療圏単位で提供しつつ、高度・専門医療については拠点病院のほうで、沿岸地域であれば盛岡市でという形の医療圏の設定となっております。一定程度の高度な手術や集学的治療が必要な症例については盛岡市で手術を受けていただいて、例えば沿岸地域の病院でその後の経過観察、薬物治療含めて、緩和ケアも含めて行っているという現状がございまして、それを踏まえて今回設定したということもございまして、この計画がスタートする令和6年4月を境に何か急に診療の体

制が変わるということではございません。この計画期間内の中で医療資源の配置等を検討する際の一つの考え方になるという理解であります。

○柳村一委員 がん診療連携医療圏が変わったからといって、今までとは異なるということではないと理解してよろしいでしょうか。

○山崎地域医療推進課長 そのように理解していただいてよろしいかと思います。長期、継続的に盛岡市に通院しなければならない状況に変化するということではないと理解していただければと思います。

○木村幸弘委員 請願項目の3にもありますが、県北部、沿岸部におけるがん患者の負担というのは大変大きいのだろうと率直に感じます。私自身も毎月岩手医科大学附属病院にお世話になっておりますが、患者仲間といいますか、やはり沿岸部、県北部からおいでになれる患者本人もそうですけれども、御家族も含めて大変御苦勞が多いのだろうといつも感じていました。特に、冬場は自分で移動するのも大変で、交通機関も十分でない状況の中で、患者みずから、あるいは御家族に補助いただいて病院まで通うということで、そういった自己負担の部分も含めて大変大きいわけでありまして。

そういった点を考えると、今質問があったように、それぞれの拠点の役割やいろんな負担はあるにしても、やはりどうしても、まずは一定程度高度な診断や診察、医療を受けるために盛岡医療圏に足を運ぶことがある。特に、県北部、沿岸部の皆さんの負担は大きいわけですから、やはり十分に考慮する必要があるのだろうと思っています。直接的な交通費の補助という形で、対象者をどうするのかという問題もありますし、あるいは、自治体の中で一定の公共交通機関を活用してそこに対する支援、病院との往来に係る交通手段の確保の支援、患者のニーズなどを十分に検討いただきながら支援をしていただくような方向で検討いただきたいと思っておりますけれども、何か御所見があればお聞きします。

○山崎地域医療推進課長 今おっしゃったとおり、がん患者の方、がんに限らずいろいろな場面で遠距離通院しなければならない方というのは多くいらっしゃると思います。そういった面で、どういうところに負担感を感じていらっしゃるのか、それをどう解決していったらいいのかというところは、患者会などを通じて声を聞きながら、こういった支援策が可能かを検討して参りたいと思います。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。御意見のある方は御発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、お諮りいたします。保健福祉部から健康いわて 21 プラン（第 3 次）について、ほか 20 件について発言を求められておりますが、十分な質疑時間を確保するため、お手元に配付しております保健福祉部の報告説明資料の表紙に記載のとおり、執行部報告に対する質疑を数件ずつに分けて行い、最後の 2 件については委員からのこの際発言をまとめて行うこととしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

それでは、順次発言を許します。

○前川健康国保課総括課長 それでは、健康国保課から関連する計画 3 本について一括して御説明いたします。

資料 2 ページ、健康いわて 21 プラン（第 3 次）素案の概要を説明します。上段、計画の基本的事項についてであります。本プランは健康増進法に基づき策定するものであり、県民の健康課題を明らかにするとともに、健康寿命の延伸を図ることを目的としています。

計画期間は、国の基本方針に合わせまして 12 カ年と、長期の計画になっております。

中段の現状と課題であります。本県は男女ともに健康寿命が全国下位となっており、がん、心疾患及び脳卒中などによる死亡率も高いことから、適切な医療の提供と併せて予防対策に力を入れていく必要があります。また、脳卒中死亡率も全国下位の状況が続いており、食生活や運動などの生活習慣の改善に引き続き取り組んでいく必要があります。

下段の主な変更点についてであります。新たな視点としましてライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを盛り込んだところであります。ライフコースアプローチとは、現在の健康状態がこれまでの生活習慣や社会環境等の影響を受けている可能性や、親から子へと次世代の健康にも影響を及ぼす可能性に着目したものとなります。

そのほか、女性の健康、健康経営、今後起こり得る健康危機への備えなどを新たに盛り込んでおります。

3 ページに参りまして、目指す姿と具体的取り組みについてであります。目指す姿を県民みんなで生涯にわたり健やかで幸せに暮らせる希望郷いわての実現とし、全体目標には健康寿命の延伸、脳卒中死亡率の全国との格差の縮小を掲げ、各種取り組みを行っていくこととしております。下線を引いた部分が現状と課題に対応したものや新たに追加したものとなっております。

5 ページに参りまして、イー歯トープ 8020 プラン（第 2 次）素案の概要を説明します。上段の計画の基本的事項についてであります。本プランは岩手県口腔の健康づくり推進条例及び歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定するものであり、議決対象計画となっております。

計画期間は、健康いわて 21 プランと同様 12 カ年となっております。

中段の現状と課題についてであります。本県では特に成人期の歯周病有病率が全国より高く、学校卒業後の歯科検診の機会の確保が課題となっております。中でも在宅の障

がい児・者等につきましては歯科検診を受ける機会が十分に確保されておらず、取り組みの充実が必要となっております。

下段の主な変更点についてであります。健康いわて 21 プランと同様、新たな視点としてライフコースアプローチを盛り込んだほか、在宅の障がい児・者及び要介護者等の定期的な歯科検診を受けることが困難な者に対する取り組みや被災時における歯科ニーズへの適切な対応などを盛り込みました。

6 ページに参りまして、目指す姿と具体的取り組みであります。目指す姿については現行プランを踏襲しております。

資料の中段の辺り、成人期、高齢期の取り組みのところですが、オーラルフレイルの予防を盛り込んだほか、ライフコースアプローチの視点から妊産婦の歯科・口腔保健の重要性等についても盛り込むこととしております。

8 ページに参りまして、第 3 期岩手県国民健康保険運営方針素案の概要を説明します。上段の方針の基本的事項についてであります。当方針は、国民健康保険法に基づき、県と市町村が一体となり国民健康保険の安定的な財政運営等に取り組むための指針として定めるものであります。

対象期間は 6 年間となっております。

中段の現状と課題についてであります。本県では小規模保険者が多数を占めており、高額医療費が発生した場合財政運営が不安定になることや、1 人当たりの医療費が増加傾向にあり、医療費適正化に向けた取り組みが必要となっております。

下段の主な変更点についてであります。三つ目の丸、保険税水準の統一について目標年度を明記したほか、医療費適正化に県と市町村が連携して取り組む旨を盛り込みました。

補足となりますが、保険税水準の統一とは、現在市町村ごとに定めている保険税を都道府県単位で、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税水準とする完全統一を将来的には目指すものですが、本県では段階的な取り組みとして第 3 次運営方針では納付金ベースの統一と言われる手法により進めていくこととしております。

9 ページに参りまして、目指す姿と具体的取り組みについてであります。先ほど御説明したとおり、保険税水準の統一に向けた段階的な取り組みとして、第 3 期運営方針の最終年度であります令和 11 年度までの間、県が市町村から徴収する納付金の算定方法を段階的に見直していくことにより納付金ベースの統一を実施するほか、令和 12 年度から始まります第 4 期運営方針期間中に完全統一を目指す旨を記載したものでございます。

説明は以上となります。

○佐々木宣和委員長 ただいま報告のありました 3 件について質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 全体的な構成について聞きたいのですけれども、目指す姿と具体的な取り組みというところで、具体的な取り組みと主な目標項目とあるのですけれども、例えば 3 ページ、県民みんなで生涯にわたり健やかで幸せに暮らせる希望郷いわての実現とあります。全体目標の健康寿命の延伸とあり、これで平均寿命の増加を上回る健康寿命の増

加とあるのですけれども、この健康寿命の延伸が具体的な取り組みを達成するための具体的な取り組みというのはどのように考えていらっしゃるか、こういったところが見えないのです。具体的な取り組みというものはあるのですけれども、ではそれを達成するためのさらに具体的な取り組みというのを私たちは知りたいのです。全体的にそういった構成になっていますけれども、例えば健康寿命の延伸についてはどうやってこれを延伸するのかというのはお考えになっていると思うのですけれども、お聞かせいただきたいです。

○前川健康国保課総括課長 資料の作り方が少しわかりづらくなっているかと思うのですけれども、健康寿命の延伸と脳卒中死亡率の全国との格差の縮小というのが大きな全体目標となっております、これらの目標に向かって取り組んでいく具体的な内容としてはその次からのさまざまな生活習慣の改善ですとか、生活習慣病の発症予防、重症化予防などの取り組みを行っていくことで、全体目標の達成に向けて取り組んでいくという形になっております。

○福井せいじ委員 そうすると、例えば3ページの脳卒中の部分なのですが、特定健康診査受診率を上げるとありますが、どうやって上げるのかということなのです。そこを知りたいのですけれども、これはどれを見ればわかるのですか。

○前川健康国保課総括課長 具体的な取り組みについては、素案に記載されております。今検討の中でさまざまな検討委員会の委員の方々からも御意見をいただいているところですが、やはり特定健診や保健指導の受診率が低いというのは長年の課題になっておりまして、やはり健康に対して無関心な方々がまだまだ多いというところで、そこにどのように働きかけていくかというのが大きな取り組みの方向性になると思います。今市町村でもさまざま工夫をしております、健診の実施日を平日の日中だけではなく、例えば休日とかに設定する、お子さんを連れて受診できるような形にする、ナッジ理論を活用し、自然に受診につながるような働きかけ方を、そういった取り組みが盛り込まれていく形になると思います。

○福井せいじ委員 この先の具体的な取り組みは、また後でお話しを聞けばいいのですか。

○田内企画課長 今回 20 本の計画を御説明するというございまして、資料もそれぞれの計画につきまして素案という形で数十ページの冊子があるわけですが、それを全部資料にしてしまうととんでもない膨大な量になってしまうということで、今回の常任委員会の説明用に概要版を作成いたしました。福井せいじ委員のおっしゃるとおり、細かい部分、具体的な取り組み事項といったところがこの概要版ですとなかなか説明できないということにはなるのですが、素案を後ほどごらんいただくという形で御了解いただければと思います。

○福井せいじ委員 健康寿命を延ばすためには本当にしっかり取り組んでいかなければいけませんし、早期発見という意味では、健康診断、特定健診も個人の負担額を減らして受診する意欲を喚起する必要があると思います。あるいは健康寿命を延ばす意味では、そういったことが必要であるし、あとはイー歯トープ 8020 プランにも書かれているのですけ

れども、成人になってからの歯科検診の受診というのは機会がないのです。そういった意味では、特定健康診査の中に歯科検診の項目を入れることも私は必要だと思っていて、提案したいのですけれども、いかがでしょうか。

○前川健康国保課総括課長 健診の受診費用につきましては、市町村によって無料のところもございますし、一部負担を取っているところもございますけれども、市町村の判断で定めているものになります。今御指摘いただいたように、特定健診の受診率を上げるためにどのような取り組みをしたらいいのかというのは、地域の実情によっても異なる部分もあると思います。ですので、私たちとしてはやはり地域の実情をきちっとお聞きしながら、市町村への助言や、こんなふうにやったらいいのではないかとすることを研修などでも取り上げていきたいと思っております。

また、歯科検診につきましても、今御意見いただいたとおり、先ほど私も説明させていただきましたが、学校を卒業してから歯科検診の機会がかなり減ってしまうところで歯周病の有病率の増加などにつながっている可能性もあるということです。市町村でいわゆる節目検診以外に独自に実施している検診などもあるので、そのやり方につきましても、こういった形が効果的なのかというところは市町村と相談しながら検討していきたいと思えます。

○福井せいじ委員 今お答えいただいた中で、市町村という言葉がいっぱい出てくるのですけれども、これは県の計画なので、県の計画を達成するためには市町村任せではなく、県がこういったことをやったほうがいいのではないかと指導が必要なのではないかと思えます。また、市町村による格差というのは公平感の欠如にもつながると思うのです。そういった意味では、県がやはり先導して健康診断の負担を軽減する、歯の検診を健康診断に入れ込むといったアクションが必要だと思えます。保健福祉部長、そういったことについてはいかがでしょうか。

○野原企画理事兼保健福祉部長 今回 20 本計画を出していますけれども、実際の実施主体はほとんどが市町村というところが多いので、県のこういった計画というのはある意味社会計画という形で、行政がこういう事業をやって押していくというよりも、医療従事者、県民の皆様、市町村、健診機関の皆さんがこの全体目標に向かってそれぞれの役割でどんなふうに向かっているかという方向性をまず定めるといような計画になっています。

実は、唯一と言ってもいい国の計画が健康日本 21——二十一世紀における第二次国民健康づくり運動なので、国が全国的に、特に健康づくりに関しては子供の頃からの 20 年、30 年の食生活、運動習慣の積上げで生活習慣病に至るので、長い期間での戦略が必要だということで 12 年計画という長い期間になっているのです。

そういう基本的な戦略を国、都道府県、特に岩手県の場合は脳卒中、循環器疾患が県民病という課題ですので、これを県独自として脳卒中の全体目標に取り入れる。県でこのような計画を立てると、当然市町村もそれぞれの健康関係の計画を持っていますので、当然県計画を見て市町村計画もそれに合わせていく。

課題としては、特定健診や保健指導、特定健診だけではなくて、本当は保健指導を受けないと意味がないので、特に保健指導が岩手県内は市町村によってかなり差があるという実態などもありますので、そうした点を県計画できちんと明らかにしながら、確かに地域によって都市部と町村部で資源とか住民の方々の状況が違いますので、そこは工夫をしていただくというようなたてつけになっております。もちろん県として行わなくてはならないような事業はきちんと行っていく形で今検討しているところです。

○**福井せいじ委員** 保健福祉部長のおっしゃることはわかりました。ただ、目標というものを持っていらっしゃるの、これを達成するための手段として、やはり私は市町村と一体となって取り組んでいく仕組みが必要だと思っています。

最後に、健康寿命についてなのですが、健康寿命という言葉が非常に浸透していないと私は思っています。私は選挙のときにも健康寿命という言葉を使うのですが、それ何ですかとよく聞かれます。ぜひとも健康寿命についても言葉のPRをどんどんやっていただきたいということをお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

○**佐藤ケイ子委員** 健康いわて21プランも、イー歯トープ8020プランもそうなのですが、今までは10年計画だったのですが、今回12年計画になると。かなり長い期間の計画になるわけなのですが、どうして10年計画から12年になったのか。

それから、よそのいろいろな医療福祉関係だと3年ごとの見直しがパターンなのですが、この見直しの時期はどのようになっていくのか、まず伺います。

○**前川健康国保課総括課長** 計画期間が12年となっている理由についてであります、国の基本的な方針の中で12年と定められているものでございます。その背景としましては、関連するさまざまな計画、例えば保健医療計画や介護保険計画などが3年とか6年という周期になっておりまして、それに合わせるために12年という計画期間にしたと伺っております。

また、先ほど保健福祉部長からもお話しがありましたが、こうした取り組みは、なかなか短期間で効果をはかるというのが非常に難しいところもございまして、一定の期間で評価しながらやるということなどから12年とされたということで、国の考え方に準じて12年の計画にしたということでございます。

また、見直し等におきましては、これも国の基本的な方針に準じた形で考えておりますけれども、国では計画開始後6年、令和11年度をめどに全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年の令和15年をめどに最終評価を行うとされておりまして、その考え方に準じて評価を行っていきたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員** その点はわかりました。

次は、イー歯トープ8020プランの素案にあった、フッ化物洗口についてです。幼稚園、保育園、小学校、中学校など、施設と保護者と理解を深めながら実施しようという項目が書かれてあったと思っているのですが、その中でこのフッ化物洗口については、WHOでは6歳未満はやってはいけないと出ていることとか、学校現場でもフッ化物洗口

はやらないでくださいという要請が出ていたりするのです。それをどうしてもフッ化物洗口を入れ込むことがいいのかどうか。もし本当にやるのだったら注意が必要ですよということも書いてもらわないと、学校や施設におけるフッ化物洗口というそのタイトルだけあると、やれということなのだということになってしまうのです。今県内でフッ化物洗口をやっている学校や施設、市町村などが結構あると聞いたのですけれども、わかればその現状と、フッ化物洗口の考え方を伺いできればと思います。

○前川健康国保課総括課長 今御指摘いただきましたとおり、フッ化物洗口につきましては、この計画策定に当たって協議会等でもさまざま御意見をいただいております、専門家からの視点と、あとは学校現場の抱える課題というところでやはりいろいろ意見が分かれるところも実際はございます。

先ほど御意見いただきましたとおり、実施に当たっては、フッ化物自体の管理が非常に難しいところも課題としてありまして、学校現場ではやはり多忙な教員が管理するのが難しいという御意見もいただいておりますし、また希釈して使うものになりますので、その希釈の割合を間違ってしまう事故が起こった事例もあるということも協議会の委員からもお聞きをしておりましたので、その辺りの注意喚起の文章などは入れ込んでいきたいと思っております。

また、県内のフッ化物洗口の実施状況でありますけれども、全部の小学校、中学校等で実施している市町村は8カ所ほどございます。あと、一部実施というところが多くなっているという現状です。

○佐藤ケイ子委員 8市町村、その市町村の中で全部の小中学校でやっているというのは、やはり市町村長の考え方なり、担当部局の考え方というのも非常に大きいのではないかと感じておりました。歯科医師の指導の下に実施できればいいわけですがけれども、実際はそういったこともなかなかできなくて、もう施設任せ、学校任せになっているというような状況が非常に多くて、それは事故になる危険性もあるので、本当に注意を促さなければならぬのではないかと感じております。フッ化物洗口の書き方については本当に注意を払った書きぶりをお願いしたいと感じております。

○佐々木宣和委員長 この際、3時20分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐々木宣和委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○吉田敬子委員 先ほど佐藤ケイ子委員からフッ素の関係の質問がありましたけれども、私もそこまでこの資料でわからなかったもので、フッ素入りの歯磨き粉についても、私たち保護者としても6歳以下だと子供用の歯磨き粉を結構利用させていただいていて、フッ化物に関していろいろあると感じているので、8市町村ではやられている。保育園はどこまでかわかりませんが、小学校も含めてぜひ検討していただけたらと思っておりました。

妊婦または妊産婦の歯科健康診査の充実ということで具体的取り組みの中に入っている

のですけれども、現在の市町村の状況についてお伺いできればと思っています。これについても結局は受診率を上げていくことが必要になると思うし、先ほど福井せいじ委員から学校卒業後はなかなかないということですが、妊産婦は唯一と言っては変ですが、その後お金も補助される仕組みになっていて、受診率が低い状況で、3歳児の虫歯が多いのも、お母さんたちから虫歯がうつるとするのが最大理由ではないかもしれないけれども、最小限に食い止めるためにもやはり妊産婦の歯科の受診率を上げるべきだと私も思っています。市町村での助成状況をお伺いしたいのと、例えば、他県での都道府県が市町村に対する補助をして市町村の実施率を上げる取り組みについてわかれば教えていただけたらと思います。

○前川健康国保課総括課長 市町村が実施している妊産婦の歯科検診につきましては、33市町村中31市町村が実施しております。また、受診率につきましては約6割となっております。

受診に当たっての自己負担の部分なのですが、今回の調査の中ではそこまで行っておりませんので、申し訳ありませんが把握をしていないところであります。基本的には無料または低額で実施されているものと認識しておりますけれども、申し訳ございません。

それから、妊産婦の歯科口腔保健の重要性というところで、先ほど私の説明の中でライフコースアプローチというお話をさせていただいたのですが、今まではライフステージごとに区切った対象に対する課題への対応という形でやってきたところを、今度はライフコースアプローチということで、生涯を通じた健康づくりの視点で取り組んでいこうとなりますと、まさに親から子へというような次世代への影響というところも十分に考えて取り組みを進めていかなければいけないと考えております。

最近ですけれども、お母さんのおなかの中から8020は始まるということで、日本歯科医師会などでも、研修資料などを見ますとマイナス1歳からの虫歯予防ということも言われておりますので、そうした視点も取り入れながら妊産婦の歯科検診の重要性については普及啓発あるいは支援を行っていきたいと考えております。

○吉田敬子委員 もう一つが、障がい児・者の歯科医療体制の整備ということで、課題としては要介護の方も含めて歯科検診の機会が少ないということなのですが、訪問看護のように訪問歯科の県内の現状についてどの程度把握されているか教えていただきたいと思っています。私が知っている歯科医師の方も、まさに障がい児・者と御高齢の方が本当に多く、需要がすごく高まっているということで、やはり自宅から出られないので訪問歯科で対応を最近始めたということなのですが、県内の訪問歯科の現状を教えてくださいたいことと、具体的な歯科体制の整備ということをお願いいたします。

○山崎地域医療推進課長 まず、訪問歯科ですが、県の歯科医師会にそういった訪問歯科をするための窓口がありまして、要請に応じて適切な方を派遣できる仕組みというのはつくってはいるのですが、実際のところ、需要に対してどれほど応えきれているかという部分については、歯科医師会と話しをしてみますと、やはり専門的な対応が必

要だというところで、人材育成はいろいろ研修とかはやっているのですが、十分に需要に対して応えきれているかという、なかなか難しい面もあるという話は伺っております。

それから、歯科医療体制というところでいくと、それこそ全身麻酔してからでないで歯科の治療ができないような障がい者の方というのがかなりいらっちゃって、ただ、それができるのが今岩手医科大学附属病院と、あと一部県立磐井病院でもやっているのですが、やっぱりどうしても1人に対して治療期間がかかる、治療してもしばらく入院してもらって経過観察をしてということで、全身麻酔が必要だというところで、何カ月も待ち時間があってやっと治療ができるという体制で、我々も歯科医師会も障がい者の歯科診療については課題として認識しております。

○前川健康国保課総括課長 先ほど答弁漏れがありました。他県の状況について、申し訳ありませんが、把握しておりません。

あと、今障がい者の関係の御質問の中で、体制づくりということもあったかと思うのですが、施設に入っている障がい者の方につきましては、大体8割以上の施設で歯科検診が実施されておりますけれども、やはり障がい者団体から在宅、要は通所で通っているような障がい者の方が定期的な歯科検診を受けられる機会がないというお話がありまして、またそういったこともあるためだと思うのですが、障がい者御自身あるいは御家族、職員の方々が口腔ケアとか歯科保健についての必要性についてもなかなか理解が進んでいない状況もあるかと思えます。

県の歯科医師会で障がい者向けのパンフレットなども作っていただきましたので、そうしたものを使いながら障がい者の方々に、あるいは御家族、施設の職員などの方々に歯科検診の重要性を理解していただき、あとは市町村とも連携しまして、こういった形でその在宅の方々にアプローチするのが効果的、効率的かというところは、今後検討を進めていきたいと考えております。

○佐々木努委員 健康いわて21プランについてお伺いします。現状と課題の健康寿命の全国順位は最新のものですか、2023年度、それとも2019年、どちらでしょうか。

○前川健康国保課総括課長 最新のデータはまだ公表になっておりませんので、これは前の段階のデータになります。

○佐々木努委員 2019年のですね。

○前川健康国保課総括課長 そうです。

○佐々木努委員 わかりました。今日も保健、医療関係の計画がいろいろ示され、説明がされると思うのですが、私はやはりこの健康づくりのプランというのは一番大事なのではないかと思えます。結局健康であれば病院に行くこともないし、さまざまな面で、ほかの計画にも影響をなるべく与えないような形になるのだと思えますので、この健康づくりの計画というのは本当に大事なのだと思っています。

そういう中で、全国順位が全国で一番下と言ってもいいような状況であることは、本当

に深刻な岩手県の課題だと思っているので、この12年間の間に何とか他県に負けないような取り組みをしてほしいという思いを強く持っています。これはお願いをしたいと思います。先ほど保健福祉部長から市町村が最終的に頑張るのだという話で、県は指標なり考え方なりを示すというお話もありましたが、確かにそれはそのとおりでありますけれども、県独自でできること、やらなくてはならないこともあると思いますので、そこはしっかり計画に盛り込んでいただきたいと思います。

その中で一つだけ、この資料ではわからない面があつて、あるいは本体のほうに記載されているかもしれませんが、私はフレイル健診というのがこれから必ず大事になってくると思います。いずれ介護のお世話にならないような形の、そういうものを事前に防いでいくためのフレイル健診はこれから全国的に取り込まれてくると思っています。実際に秋田県に私も行っていろいろ勉強させていただきましたが、秋田県では、県と市町村が一体となって積極的にフレイル健診を取り込まれているようでありますので、それをこの計画に盛り込んでほしかったと思います。そして市町村の目指すべき指標なり方向性にしてほしいと思っていたので、これが盛り込まれているのかどうかを確認したいです。

もう一つ、介護予防につながる取り組みとして、これもやはり秋田県の事例ですが、県庁の保健福祉部関係に専門の歯科医師を採用して、市町村を回ってフレイル健診に同行して、介護予防のための歯科的立場からさまざまな指導を行っているという事例を調査してきました。県独自でそういう人材を採用して市町村と一緒に活動するという取り組みなども有効なのだと改めて感じましたので、これは計画と直結しないかもしれませんが、そういう取り組みも含めた県のプランの改定案として健康づくり施策を進めてほしいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○前川健康国保課総括課長 まず、フレイルについてであります。ただいま御指摘いただきましたとおり、これから後期高齢者がふえていく中で、フレイルの状態から要介護の状態にしない、フレイルから健康な状態に戻すという取り組みが非常に重要だと考えております。

後期高齢者を対象にしまして、介護予防と保健事業の一体的実施というのが今進められておりまして、令和6年度までに全ての市町村で実施をする方向で全国的に動いています。その中でフレイル健診なども実施されていると承知しておりますので、今の計画の中にフレイルについては少し触れてはいるところですが、少しその辺りの記載を充実させて対応したいと考えており、最終案までに調整を図っていきたいと考えております。

それから、歯科医師につきましては、健康国保課にも歯科医師が1名おりまして、口腔保健支援センターの機能を当課で担っているというところもありますが、まだなかなか市町村に出向いて、先ほど御紹介のあったような活動にはまだ至っていないところもございます。歯科医師が配置されておりますので、少し市町村に出向く機会などもふやして、具体的に支援を進めていければと考えております。

○佐々木努委員 フレイル健診も含めて全国な大きな流れになっていると思いますので、

これは県の新たな事業、市町村の取り組みを支援する事業の創設も含めて、是非検討を進めてほしいということと、最終的に体が弱るのは物を食べられなくなる、かめなくなる、ここからどんどん弱っていくということが言われているので、歯科、口腔に関する健康管理というのは非常に大事だと思いますので、そこに意を用いていただければと思いますので、お願いします。

○畠山茂委員 健康いわて 21 プランについてですけれども、まず皆さんの御意見を聞いていて思ったのは、保健福祉部長がお話ししたとおり、実施主体は市町村ということで、私も再認識したのですけれども、この現状を見ると健康寿命が全国で最下位だったり、県がある程度数字を示すことによって、多分実施主体の市町村は県や全国の数字を目指して計画を立てると思うので、細かいところの数字に目は通せなかったのですが、全国最下位の部分もあるので、ぜひ県の計画はそこを見通して、きちんとつくっていただければと思います。これは意見です。

もう一つ教えてもらいたかったのは、2ページ目のところで、ライフコースアプローチの観点を入れているということですが、具体的にはどのような視点のことかわかりやすく説明いただければと思います。

○前川健康国保課総括課長 先ほど妊産婦の関係のところでも少し触れさせていただいたと思うのですが、これまでの取り組みはライフステージごとに、要は横断的に、例えば乳幼児期、成人期、高齢期というようにライフステージごとに区切ってその課題に対応した取り組みを進めてきたところなのですが、そのライフステージを横断してといいますか、人の生涯を通した健康づくりの視点ということで取り組んでいくものになります。例えば、次世代への影響というところまでを考えて、お母さんから子供への影響の部分で歯科の取り組みを進めるですとか、あるいは子供時代に虫歯が多いと大人になったときに例えば歯周病の重症化につながるなど、子供時代の過ごし方が大人になったときにこういう病気の重症化につながるという視点で、人の生涯を通じた健康づくりという視点になっております。

○畠山茂委員 今回 12 年の計画だということで、今、技術革新、DXやGXと言っていますけれども、マスコミでは、遺伝子であなたは将来こういう病気になりますよというのがわかる時代だったり、あるいは血液を1滴採ればとか、唾液とか尿を取れば、もうあなたのがんはこういうのがわかるという時代になりつつあります。そのような中で、がん検診の受診率が低いということで、国が先導しなければならいのでしょうか、そういった受診率が低いではなくて、それこそ今技術革新がどんどん進んでいるので、そういったことも、がん検診の中で採用できるような取り組みをしていただければと思います。

あとお聞きしたかったのが、第3期岩手県国民健康保険運営方針で、現状、課題ということで、各自治体が小規模化していく中で運営が大変だということで、令和11年度をめどに保険料を統一していくという説明が先ほどありました。私は、やはり人口が多い少ないで結構保険料が違うというイメージを持っているのですが、それを統一するとすると負担

感がふえる市町村もあると思うのですが、今高い市町村と低い市町村だとどのくらいなのか、金額的に示せるか教えていただければと思います。

○前川健康国保課総括課長 保険税の実際の額につきましては、世帯の構成や所得水準などによって計算の仕方が非常に複雑になっているところもありますけれども、おおむね1人当たりの保険税にならした場合なのですけれども、一番高いところと一番低いところでは1.5倍（後刻「1.36倍」と訂正）程度の差があると記憶しております。

○畠山茂委員 1.5倍となると、仮に3,000円だとすると、3,000円のところもあれば、最高4,500円ぐらいのところもあるという感じです。これから多分市町村と連携しながら、そこに向けてやっていくと思うので、ここは丁寧にやっていただければと思います。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日向障がい保健福祉課総括課長 障がい保健福祉課所管の三つの計画等について御説明させていただきます。

10ページをごらんください。最初に、次期岩手県自殺対策アクションプラン素案の概要につきまして御説明をいたします。まず、左上、計画の基本的事項でございます。現行のプランが令和5年度をもって終了することから、令和6年から令和10年度を期間とする次期アクションプランを策定しようとするものでございます。

次に、現状と課題でありますけれども、厚生労働省の人口動態統計によりますと、本県の自殺者数及び人口10万人当たりの自殺死亡率は平成15年をピークに長期的に減少傾向にあります。本県の自殺死亡率は全国的に高位にあることから、引き続き包括的な自殺対策プログラムの推進や年代別の対策、相談支援体制の充実・強化が必要となっております。

次に、現行計画と主な変更点についてでありますけれども、令和4年10月に閣議決定されました国の新たな自殺総合対策大綱を踏まえまして、基本認識、基本方針、重点施策等に新たな項目を追加することとしております。

また、一人でも多くの自殺を防ぐことを目標に、自殺死亡率の高い本県では高い目標となりますけれども、国の大綱の考え方を参考といたしまして、プラン最終年度である令和10年度までに自殺死亡率が14.4以下になることを目指して進めようとしているものでございます。

この目標を達成するための14の重点施策とそれぞれの項目における役割分担及び取り組みを11ページから12ページにかけて整理をさせていただいております。

現在パブリックコメントを実施しているところでありますので、関係機関等で構成する協議会やこのようなパブリックコメントの意見の聴取を通じまして成案を作成していきたいと思っております。

次に、13ページをごらんください。岩手県障がい者プラン素案の概要につきまして御説明をいたします。左上の計画の基本的事項につきまして、まず1、策定の趣旨についてで

ありますが、現行の障がい者プランにつきましては5年度で終了することから、6年度を始期とした計画を策定しようとするものでございます。

なお、2の計画期間に記載をしておりますけれども、当該プランにつきましては、県の障がい保健福祉施策の基本的考え方や具体的な方策を定めた障がい者計画と、市町村計画の積上げであります障がい福祉サービスの提供体制の確保等を定めました障がい児・者福祉計画で構成をしております。障がい児・者福祉計画は、現在市町村において策定中であり、本日は障がい者計画部分のみの説明とさせていただきます。

次に、現状と課題についてであります。幾つか抜粋したものを記載しておりますけれども、14ページ以降の施策推進の体系の各項目において、それぞれ現状及び課題に対応した取り組みを整理しております。

次に、現行計画と主な変更点についてであります。現行プラン策定以降の法改正や、例えば読書バリアフリー法——視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律等の新たな法律制定に伴う取り組みについて盛り込んだほか、申し訳ございませんが、15ページにお進みいただければと思います。IVの4、情報提供の充実などに、後ほど御説明をいたします（仮称）言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例案に係る取り組み等を盛り込むこととしております。今後、当該プランにつきましてはパブリックコメントや地域説明会を予定しており、こうした意見を踏まえ成案を作成していきたいと考えております。

最後に、資料の16ページをごらんください。岩手県アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策推進計画素案の概要について御説明いたします。まず、計画の基本的事項でございますけれども、現行のそれぞれの計画期間が令和5年度をもって終了いたしますことから、また当該両計画につきましては共通する課題や取り組みが多いこと、依存症対策として取り組むべき項目があることなどから、両計画を統合して策定しようとするものでございます。

次に、現状と課題につきましては記載のとおり4点で整理し、17ページ以降の基本的な方向性に整理をしています。

17ページにお進みください。現行計画との主な変更点の丸の二つ目をごらんください。計画期間を県保健医療計画等と合わせて6年とし、3年後に評価見直しを実施すること、不適切なギャンブル等を防止するための取り組みを新たに三つ追加すること、また目標を四つ追加することとしております。

目指す姿と具体的取り組みにつきましては、主な変更点を御説明させていただきます。まず、新たな取り組みといたしましては、基本的な方向1に記載のとおり、例えば18歳未満のパチンコ営業所への立入防止などなど、いわゆるのめり込み防止の取り組みを追加しております。

また、表の右側の目標につきましては、①の普及啓発イベントの参加者数の増などを新たに加えた計画とするものでございます。当該計画につきましても、今後パブリックコメ

ントを実施した上で成案を作成していく考えでございます。

以上で三つの計画等の説明を終わります。

○佐々木宣和委員長 ただいま報告のありました5件について質疑はありませんか。

○福井せいじ委員 障がい者プランについてお聞きします。13ページの現状と課題の中にありますが、ひきこもりの状態にある者の実態の把握が困難とあります。これについて、今後どういう形で取り組んでいくかということが一つ。

それから、医療的ケアを伴う重症心身障がい児の入所支援等療育支援体制の充実についてお聞きしたいと思います。

○日向障がい保健福祉課総括課長 ひきこもり支援につきましては、なかなか御本人が私ひきこもりで困っていますというような申し出をする機会がございませんので、その家族や周りの方々から相談を受ける体制の強化をしていきたいと思っております。居場所づくりにつきましては、保健所や精神保健福祉センターなどで設置しておりますけれども、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、医療的ケア児の支援につきましては、昨年度、医療的ケア児支援センターを設置いたしました。利用状況は想定よりも少し多いぐらいで推移しておりますけれども、現在はニーズの高い短期入所だったり、レスパイトのための日中預かりという部分につきましては県内各地で取り組みを拡大できるよう、医療的ケア児支援センターと私ども障がい保健福祉課で連携しまして取り組みを進めているところであります。計画におきましても、同様の取り組みを盛り込んでいきたいと考えております。

○福井せいじ委員 ひきこもりの状態にある実態の把握について、周りの方々から情報をいただきたいということだったけれども、どうやってそれを取っていくのかというのは一つの具体的な取り組みとして必要だと思っております。それを教えていただきたいということと、重症心身障がい児の入所支援というのは、これからそういった施設を拡充していくということによろしいのでしょうか。

○日向障がい保健福祉課総括課長 ひきこもり支援につきましては少しデリケートな支援が必要になるかと思っております。私どものほうでは、例えば、民生児童委員に対して、ひきこもり支援が必要な方がいる場合は、市町村なりにお知らせをしてほしいということをお願いをしたりしておりますけれども、御本人が外部との接触を望まない場合はかえって逆効果になるということもございますので、相談、それから支援については慎重に進めなければいけないと考えております。

それから、重症心身障がい児・者の施設入所につきましては、今年度、県立療育センターのベッドがある部屋を、医療ガスを管でつなぎまして受け入れできるベッド数をふやしております。6床ほどふやしているところではございますけれども、まだまだ足りないかもしれないかもしれませんが、確実にできることから取り組んでいきたいと考えております。

○福井せいじ委員 ひきこもりの状態にある方の把握なのですけれども、私も新聞で読んだのは、家族の方がどういった対応をしたらいいのかわからないということもあると。

そういった意味では、そういう家族向けへのアプローチも必要なのではないかと私は思っています。そういうセミナーを開催するとか、そういう家族の方や周りの方々への啓発やノウハウの伝授など、そういった体制を整えるのも必要ではないかと思えます。

それからあと、ベッド数についてはそういった状況だということ、新たに施設をふやすということではないということですね。わかりました。

○吉田敬子委員 まず、自殺対策についてお伺いしたいのですが、今回、女性の自殺対策をさらに推進していくことを重点に追加されたということはそのとおりだと思っているのですが、子供と若者の自殺対策について、もともと重点施策には入っていたかとは思いますが、昨年度若者の自殺がふえていて、小中高生の自殺数が過去最多になっているという状況で、子供たち、若者に対する自殺対策を国でも年末までにまとめるという報道を見ているのですが、今回のこのアクションプランの中で、特に子供、若者に対しての新たな取り組みとしてどのようなものがあるのかお伺いできればと思います。

もう一つは、障がい者のほうになるのですが、先ほど福井せいじ委員も尋ねられていましたが、療育支援体制の充実の中で療育センターの部分についてですけれども、こちら6床増加していただいたということですが、現在宿泊もできるレスパイトの県内の現状がどうか確認させてください。医療的ケア児の保護者からの声で、やはりレスパイトがニーズとして高いと聞くのですが、特に宿泊もできるような場所という声を聞いているのですが、これまで当委員会でも、療育センターの中で宿泊ができる場所の整備が必要なのではないかと提言させていただいていました。

なぜかという、療育センターに入院しているお子さんたちが在宅支援への移行支援の中で、在宅までの間に一回お試してみたいな形で療育センターに1泊なり2泊なりしてから自宅に戻るといったのがあるとかやはり安心するのではないかとというような、NICUの先生方、看護師さんも含めお声はいただいていたのですが、そういった宿泊機能も伴う療育センターの充実という部分、この2点お伺いできればと思います。

○日向障がい保健福祉課総括課長 まず、自殺のほうのアクションプランであります、子供や若者向けの取り組みにつきましては、12ページの⑪の部分に記載をさせていただいております。今年度からSNS相談窓口を周知するために優先的に相談先につながる番号を書いたカードを、小学校以上の学校に配布をするなどの取り組みの強化をしているところであります。

また、子供の自殺対策につきましては、国が今検討を進めているということもございしますが、その内容も踏まえながら、また成案までに盛り込む必要がある部分があれば盛り込んでいきたいと考えております。

本県の子供、それから若者の自殺の数につきましては、全国よりは少ないところで推移はしてきておりますけれども、全国がふえると当然本県もふえていくというような傾向もございしますので、引き続き、学校や児童相談所などの関係機関と連携をして未然防止に努めていきたいと考えております。

それから、障がい者プランの部分のレスパイトできる施設でございますけれども、このコロナ禍がございまして、短期入所などの受け入れを一時中止していたということもございまして、数としては少し動いていまして、何件あるというところが把握しきれていないところはあるのですけれども、今年度の取り組みといたしまして、医療ケア児支援センターと私どもが、県内の国立療養所で重症心身障がい児・者の入院機能を持っている医療機関を回りまして、受け入れ再開や課題解決に向けた話し合いをしているところであります。

また、日帰りにはなりますけれども、一関地域で新たにレスパイトを行う医療機関が11月末あたりに開所いたしましたので、これにつきましても市単独ではなかなか支援しきれないということもございましたので、私どもと連携いたしまして、開設の準備、手続の支援なども行いながら、ふやしていく取り組みをしているというところであります。

それから、療育センターの宿泊なのですけれども、最近はNICUを退院した後に御自宅に直接戻るケースが多くなってきているようでして、コロナ禍の部分もあったので、療育センター経由でという希望が多いという認識は私どもでは持ってはいないのですけれども、療育センターから退所する場合ということであれば、同様に宿泊ではなくて何日か通っていただきながら機器の扱いなどを訓練していただいて、退所していただくという取り組みはあるようですが、数としてはそこまで多くないと認識しております。

○佐々木努委員 アルコール健康障害とギャンブル等依存症対策推進計画なのですけれども、所感だけ述べさせていただきたいと思います。この二つのみならず、たばこもそうですけれども、毎日家に帰って冷蔵庫を開けてお酒を飲む人はほとんどアルコール依存症だと私は思っていますし、毎日パチンコ屋に行く人、毎週競馬場に行っている人も依存症だと思っているので、私も一部そうだとせばそうなのですが、なかなかそういうものを改善していくというのは難しい課題だと私は思っていて、このような計画は非常に大事であり必要なだけけれども、本当にこれを実行していくというのは大変だろうと思います。

それぞれ対策を講じてやっていくということになるのでしょうかけれども、最終的にはやはり、ギャンブル依存症なりアルコール依存症なりそういうもので、自分もそうだし周りにも非常に大きな影響を与えているのだということの啓発、県なり市町村なりが声を大きくして伝えていくということしか、最終的な改善の方法はないのではないかと思います。いろいろ対策を講じていただくのはそのとおりののですが、第一にそのことをしっかりと考えて、諦めないでやっていただきたいと思います。

それから、今ゲーム依存症というのが社会的に非常に大きな問題になっていますが、このゲーム依存症に対応する計画というのは保健分野ではないのか、もしその辺の御認識があればお聞きしたいということと、16ページの現状と課題のところの現状の一番上に、岩手競馬の勝馬投票券発売額が年々増加しているのが現状だということで、これが計画にこのまま載るということではないですよ。もしこれを載せるとお考えならやめたほうがいいと思います。そもそも競馬場は岩手県だけではなく中央競馬もありますし、どこの競馬場も今新型コロナウイルス感染症の巣籠もり需要で、新型コロナウイルス感染症前よりも

かなり売上げが伸びているという状況もあって、競馬組合議会の議長もいますけれども、このまま載せると何となく違和感を感じるのです。なぜこんな表現をしたのか、現状にこれを入れたのかということが私は理解できなかったのです、その辺の検討もしたほうがいいと思いますが、どういたしますか。

○日向障がい保健福祉課総括課長 多角的な視点で御意見をいただきましてありがとうございます。アルコールもギャンブルにつきましても、やはり最初のところが重要ということで、啓発につきましてはこれからも力を入れていきたいと考えておりますし、特に、例えば若い世代に対してどのように啓発をしていくのかということにつきましては、成案の中での取り組みとして検討させていただきたいと思っております。

それから、ゲーム依存につきましては、今の疾病分類に新たに加わるのではないかと、いうようなところも、加わったのかもしれませんが、詳しいところまではわかっていませんけれども、ゲーム依存もいわゆる依存症としての疾病に位置づけられるということもあるようであります。

大きな意味での依存症につきましては、ギャンブルだけではなくて、ゲームもそうですし、インターネットなども同じことになるかもしれませんが、依存症対策としてのフォーラムや研修会につきましてはこれまでもやってきましたし、これからも計画に基づいてやっていきたいと考えておりますので、対策としては除外することなく、併せて対応していきたいと考えております。

それから、競馬の部分であります、確かに岩手競馬だけを入れるのかという御意見はありますけれども、地域の状況として、実態はこうなっていますと、現状として想定しているところであります。

この計画の策定委員会の構成員の中には、競馬組合の方も入っていただいておりますし、遊技業組合の方も入っていただいております、なかなか利益相反するような記載にはなっておりますけれども、あくまでも対策としての記載ということで、今のところ御理解をいただいているかとは思いますが、佐々木努委員からの御意見も参考に、記載をどのようにするか検討していきたいと思っております。

○鈴木あきこ委員 私からは、自殺対策のところの13番、女性の自殺対策を更に推進するというところなのですが、DV被害者の自立支援とあるのですが、今DV被害者は女性だけとは限らず、妻からのDVを男性が受けている現状があるということをお伝えしておきたいというのと、あとこの自立支援のところまでいくと、調停や裁判がある程度終わった時点の自立支援となると思っております。

一つ伺いたいのは、DV被害者の女性が現在相談できる窓口、そしてその時間帯、前はやはり公的機関だと土日が休みとか、あと夜は受け付けなかったりしているところが多かったと思われそうですが、現在の状況を教えてください。

○高橋子ども子育て支援室長 DV被害者の相談窓口としましては、県の福祉総合相談センターや各広域振興局、そして岩手県男女共同参画センターにおきまして配偶者暴力支援

センターの窓口として相談対応を受け付けております。

開設時間は勤務時間、例えば岩手県男女共同参画センターではメールでの相談ということも受け付けをしていたかと思えます。

○鈴木あきこ委員 盛岡市かどこかは夜も電話を受け付けるところがあったかと思うのですが、DVの問題は日中だけではなく、夜とか、あと土日でも関係ないことであるので、そういうすぐ相談できる窓口があったらいいと思います。

それから、先ほども申しましたが、自立支援の段階というのはある程度困った段階を過ぎて次のステージに行くところだと思われるので、先ほど話がありました保護されてシェルターに行くとか、そういう段階というのはいっぱいだと思うのです。そういう段階から支える支援というのはい必要ではないかと思えますので、その辺も検討いただくとありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

○高橋子ども子育て支援室長 失礼しました。福祉総合相談センター、女性相談所等では24時間、土日も含め相談対応をしている状況です。

○鈴木あきこ委員 今まで、そういう相談されたときに警察につなげたりということはありませんか。

○高橋子ども子育て支援室長 DV被害者については、福祉総合相談センターが警察と連携ということもありますけれども、警察から福祉総合相談センターにということもかなりの件数、あるいは子供も含め、そういった件数がかなり多くなっているところです。

○鈴木あきこ委員 不安な中でDV被害者がどこかに相談するかとか警察に行くというのは、本当に勇気が要ることだと思います。支えてくれる誰かがいるということが大変心強いことになると思うので、重点施策には入っていますが、ぜひその辺の対策をお願いして終わります。

○木村幸弘委員 障がい者プランの関係で一つお伺ひします。

主な変更点のところにあります意思疎通支援に係る拡充した取り組みをとということで、15ページのほうの先ほど説明ありました情報提供の充実というところに関わるのですが、後ほどの手話の条例のこともあるのですが、福祉・情報機器の利用促進ということが項目としてありますが、いろいろな障がい者の集まりや、あるいは公的な行事等で障がい者の方々にもきちんとその情報が提供される一つの取り組みとして要点筆記の活動もあるわけです。

先日ある大会で、県の難聴の組織の会長と機械を通してお話しをさせていただきました。携帯のアプリで私のお話ししたことがそのまますぐぱっと相手に伝わるのです。向こうはそれを見てお話しするわけですが、今はそういった機器がどんどん進化していますが、例えば、会場の大きなスクリーンを通しながら要点筆記をする作業などが今も行われておりますけれども、大きな会場でスクリーンに投影できる機械とのアクセスであるとか、より一層充実強化が図られていくのかとそのときに感じました。

したがって、今後こういった意思疎通を図る手段としてのさまざまな機器の活用あるい

は取り組みについて充実した内容にしていくべきだろうと思います。そして、そういったものに対する支援等も含めたところを行うべきではないかと考えておまして、その点について御所見があれば伺いたいと思います。

○日向障がい保健福祉課総括課長 視聴覚障がい者に対する機器の導入につきましては、年々新しい機器や改良が進んでいるというのが現状だと思っております。先ほど事例を紹介していただきましたが、要約筆記につきましても、最近は少人数での会議の場合はパソコンで入力をしてその画面を見ていただくという場面もございますし、また別な方法もあるようございます。

視聴覚障がい者の支援センターにおきましては、毎年度最新の機器の展示会などもやっております。そういう機会を通じて新しい機器に触れていただくであるとか、御紹介する機会に取り組んでいるところでもあります。ただし、障がい者の方にとっては、それではなかなか情報が理解できないという方も中にはいらっしゃいますので、状況に応じて最新機器を使っただけだったり、従来の機器を使っただけという、そういう選択が広がるように私どもも取り組んでいければと思っております。

○柳村一委員 17 ページ、18 ページの部分の具体的な取り組みと目標に関することなのですが、1については普及啓発というか、事前に防止しようという取り組みになっているのですが、2以降が相談件数の増加や専門機関をふやすとか、増加になっているということは、1の対策をしっかりやらないでどんどんふえていくのに対する対策をするようなイメージで見えるのですが、この目標設定というのはどういう形で考えられているのですか。

○日向障がい保健福祉課総括課長 アルコール、ギャンブルにつきましては、先ほども少しお話をさせていただいたかもしれませんが、当事者の方々がなかなか自分からということにはならないのですが、潜在化を防ぐためにも御家族や地域の方々から相談をしていただくことが重要と考えております。まだまだ支援が届いていない方もいらっしゃるということもございますので、相談件数につきましては増加できるように普及啓発をしていく取り組みをしたいということで目標を増とさせていただいているものであります。必ずしもふえていくことがいいかという点につきましては、そのとおりだとは思いますが、取り組みをさらに充実をさせていきたいという意味での増ということで御理解いただければと思います。

○柳村一委員 それであれば、1のところにもう少し支援などのいろいろな部分の目標をやって、できれば2、3については値が減少することが好ましいことなので、そこら辺の整合性みたいなものをもう少し取っていただければと思います。黙って見ていると普及啓発はあまりやらないで、アルコール、健康被害、ギャンブル依存症がどんどんふえていくようなイメージにしか見えないので、その辺を工夫していただければと思います。

○日向障がい保健福祉課総括課長 今回の概要版の作成の仕方もあったかとは思いますが、御意見を踏まえて記載については工夫させていただければと思います。

○前川健康国保課総括課長 先ほど畠山茂委員から御質問があった際の答弁につきまして、修正させていただきたいと思えます。

先ほど1人当たりの保険税の調定額が1.5倍程度の差とお話させていただきましたが、正しくは1人当たりの調定額の差が1.36倍となりまして、最も高い市町村では9万5,000円ほど、最も低い市町村では7万470円という状況になっております。大変失礼いたしました。

○佐々木宣和委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○前田地域福祉課総括課長 私からは、地域福祉課関係の計画1本につきまして御説明いたします。

資料は19ページ、第4期岩手県地域福祉支援計画素案の概要をお開きください。まず、計画の基本的事項であります。本計画は、社会福祉法第108条に基づきまして、いわていきいきプラン、岩手県障がい者プランといった、本日御説明しておるような分野別の計画など保健、福祉、医療に関する各種計画との調和を図りながら県の地域福祉の理念や基本方針を定めるとともに、市町村の地域福祉の推進を支援することを目的とし策定するものであります。

計画期間は、国の都道府県計画策定ガイドラインにおおむね5年とされていることから、令和6年度からの5カ年を計画期間として策定しようとするものであります。

次に、地域におけるさまざまな現状と課題、こちらに掲げてあるものがございまして、これらを踏まえまして、その下、現行計画との主な変更点について御説明いたします。

まず、地域共生社会の実現に向けました各種法制度改正を踏まえること。三つ目になりますが、ウェルビーイングの向上、これは心身の健康だけでなく、その人らしいよりよい生活が送られるよう支援するという視点であります。こういった視点を盛り込むこと。また、四つ目の居住・就労・移動といった生活に焦点を当てた項目を整理すること、また今後の災害への備えについても盛り込んでおります。

資料の20ページにお進みいただきたいと思えます。まず、基本理念といたしましては、互いに認め合い、共に支え合いながら、誰もが安心して暮らし、幸福を実感できる地域共生社会の実現を掲げているところであります。

その下に表がございまして。ほかのプランでありますと、右側の欄に具体的な取り組みというふうな表になっておりますが、この計画は基本の施策、また施策を細分化した基本の方策として施策の基本方向というようなたてつけになっております。

この左側のところ、福祉を支える人づくり、福祉サービス提供の基盤づくりなど六つの基本施策と地域福祉を担う人材の育成、地域における包括的な支援体制の構築、また生活に困難を抱える方への支援など14の基本の方策を示しております。生活に困難を抱える方への支援の右側のところを見ますと、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者というものがございまして、それらがそれぞれの部門別の計画と調和を図った記載となっております。

それぞれの施策の基本方向に基づきまして、地域における包括的な支援体制が構築されますよう、また市町村でも地域福祉推進計画を策定しておりますので、これに基づく市町村等への支援を進めていくこととしております。

今後パブリックコメントと併せ地域説明会などで寄せられた御意見等を踏まえ、策定を進めていきたいと思っております。私からは以上です。

○**下川長寿社会課総括課長** 私からは、長寿社会課関係の計画について御説明いたします。

いわていきいきプラン（2024～2026）素案の概要について、資料により御説明いたします。21 ページをごらんいただきたいと思います。計画の基本的事項であります。本プランは高齢者の総合的な保健福祉施策の基本的方針や施策の方向性を明確にし、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、本県の認知症施策の計画的な推進のため、計画期間を令和6年度から令和8年度までの3カ年として策定をするものであります。

中段の現状と課題であります。全国よりも早い高齢化率の上昇、認知症高齢者の増加などに対応するため地域包括ケアシステムの深化・推進が必要であること、また増大する介護ニーズに対応するため介護人材の確保等が重要であり、取り組みを進める必要があるものとしております。

下段の現行計画との主な変更点であります。令和6年1月に施行が予定されております共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、策定が都道府県の努力義務とされております認知症施策推進計画として位置づけるほか、介護現場における業務改善、業務効率化に向けた取り組みや、新型コロナウイルス感染症対応時に生じた教訓、課題などを踏まえた取り組みなどを新たに盛り込んでおります。

22 ページへお進みます。目指す姿と具体的取り組みであります。プラン全体の目指す姿を県民一人一人が生きがいや役割を持ち、お互いに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して幸福に生活し続けることができる地域共生社会の実現とし、その実現に向けて、縦書きにしております四つの柱で取り組みを進めていくこととしております。

なお、詳細な主な具体的取り組みについては記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。説明は以上でございます。

○**高橋子ども子育て支援室長** 私からは、いわて困難な問題を抱える女性への支援等推進計画（仮称）につきまして、お手元の配付資料 24 ページ、25 ページ、素案の概要により御説明をいたします。

24 ページの上段、計画の基本的事項ですが、本計画は女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害など複雑化、多様化している背景なども踏まえまして、令和6年4月1日に施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく都道府県基本計画として策定するものであります。

計画期間は、令和6年度から10年度の5年間です。

中段の現状と課題ですが、DV相談件数は1,950件、2,000件前後で横ばいというような状況。また、DVによる一時保護、婦人保護施設への入所の人数は共に減少傾向にはあ

りますが、性犯罪、性被害者や予期せぬ妊娠で悩む方などからの相談も相当数ありますことから、新たに顕在化してきました課題など、支援拡大に取り組む必要があるものでございます。

下段、計画のポイントについてですが、本計画は現行のいわて配偶者暴力防止対策推進計画を一部改定した内容も盛り込みまして一体的に策定するもので、施策としまして若年女性の相談しやすい環境づくり、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの活用等、支援調整会議や三機関の連携などを明記したところであります。

25 ページをごらんください。目指す姿と具体的取り組みについてですが、基本目標として困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる暴力のない社会の実現を掲げ、施策の基本方向を教育・啓発の促進、相談支援の充実、自立支援の充実、関係機関の連携・協力とし、各分野の取り組みを進めていくこととしております。

なお、詳細の取り組み項目についての説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

○**佐々木宣和委員長** ただいま報告のありました3件について質疑はありませんか。

○**福井せいじ委員** 初めに、地域福祉支援計画についてお聞きします。

20 ページ、基本施策として福祉を支える人づくりから福祉でまちづくりという施策がありますが、この基本的方策は地域福祉を担う人材の育成、地域福祉の意識の醸成とあります。基本の方向は、多様な地域福祉活動の担い手の確保・育成とありますが、本当に必要なことだと思うのですけれども、これを育成することは非常に難しいことだと思っておりますが、どのような形でその担い手の確保や育成を図っていくのかということを知りたいのが一つ。

それから、福祉でまちづくりなのですけれども、地域福祉活動における住民活躍の仕組みづくり、多様な担い手による地域福祉活動の取り組み、地域福祉活動における多様な財源の活用とあります。これも本当に理想だと思うのですけれども、こういった仕組みづくりや取り組みというのは、やはりどのような形で行われるのか、行ったらいいのかということをお教えください。

○**前田地域福祉課総括課長** まず、人づくりの関係でございます。福祉分野の担い手育成・確保は、かなり重要な課題でございます。いわゆる専門的な介護人材、保育人材といった確保につきましては、個別計画において対応されるものでありますが、本計画におきましては地域福祉の担い手となる主に社会福祉協議会において地域福祉活動のコーディネートを行うコミュニティソーシャルワーカーの養成など、またボランティア、こちらは専門的な人材ではございませんが、ある程度の研修を受けてボランティアの養成を図ることとしております。また、いわゆる民生委員の皆さんも実際の地域福祉の担い手ということで、そういった活動なども図っているところであります。

具体的な方策といたしましては、ボランティア養成は社会福祉協議会で実施している事業を基に、またコミュニティソーシャルワーカーの養成につきましては令和3年度から重

層的支援体制整備事業というものを導入しておりますけれども、県から岩手県社会福祉協議会に委託しまして研修を実施しているところでありまして、今後引き続き実施していくということとしております。

また、福祉でまちづくりとは、具体的にどのようにやっていくかというところでありませう。地域福祉というものも広い概念であります、基本的に社会福祉法の中で盛り込まれている多様な生活課題も含めて、多様な主体が我が事として受け止め、はざまのないような支援をしていくというのが地域共生社会の理念というところでありませう。その中では、例えば先ほど申し上げた民生委員の方や町内会の方々、自治体の方々、NPO、ボランティア、あと東日本大震災津波の被災地には生活支援相談員という方々がいらっしゃいます。そういった方々がその地域の中で困り事がある方々を支援していくということで、地域をどのようにしていくかということにも取り組んでいただき、福祉のいろいろなサービスと連携しながら、まちづくりにも多様な主体の方に関わっていただきたいということを福祉でまちづくりということ掲げております。

○福井せいじ委員 福祉を支える人づくりということでボランティアという言葉が出ましたけれども、ボランティアの人たちは今まで集まってきているのかどうか確認したいと思ひます。

それから、福祉でまちづくりという説明を今聞いたのですけれども、今、町内会を維持するのさえ難しくなっている。コミュニティーづくりの話をするのではないのですけれども、民生委員の方を集めるのも大変、あるいは健康推進員を集めるのも大変、そういった中で、住民活躍の仕組みづくりというのは具体的に住民の現場を知った上で提案していくことが必要だと私は思うのです。申し訳ないですけれども、非常に格好いいのですよ、この言葉は。だけれども、現場に行くと、皆さんもどうかわからないのですけれども、町内会の役員をやっている方々が実はこれを支えていくのではないかと思うのです。そういった意味ではコミュニティーに頼るのではなく、どうしたら本当に住民の活躍するシステムがつくれるのかということはやはりもう少し深く現場に合った形で考えなければ、この福祉でまちづくりというのは達成できないのではないかと私は思うのでありますが、いかがでしょうか。

○前田地域福祉課総括課長 まず1点目、ボランティアの状況であります、こちらは社会福祉協議会の調査でございますけれども、団体ボランティア活動ということで団体でボランティアを行っている方や、個人でボランティアを行っている方がおります。東日本大震災津波直後の平成24年にボランティア活動団体数、個人ボランティア数もかなり多い状況でありましたが、団体数につきましては毎年度、県内約1,000団体、現在個人でボランティア登録をされている方が、5万3,000人ということで、ピークだった平成24年の8万人に比べると減っている状況であります。

やはりなかなか余裕がなく、ボランティア活動ができる個人がいないという面はございます、そういったところは今までも社会福祉協議会などでもボランティア研修や、若

い世代の方に体験してもらおうという取り組みをしております。ボランティアだけに頼るといふわけにはいかないと思いますけれども、そういった状況であります。

また、住民活躍の仕組みづくりですけれども、先ほど重層的支援体制整備事業と申し上げたのですけれども、これは今県内では盛岡市、矢巾町、岩泉町、遠野市で導入しております。まさに高齢者、児童、障がい者という、縦割りではなくて、そういった方々のはざまのないような支援をしていくものです。特に盛岡市では、困りごとまるごと無料相談会といった包括的な相談体制窓口を設けて、そこから関係する支援施策につないだり、また町内会、民生委員の方々と情報共有しながらまちづくりを進めているということです。どちらかという町内会単位ぐらいのものなのですけれども、そういった取り組みがございます。こういった取り組みをほかの県内の各市町村にも拡充していきまして、県としてはそういったアドバイザーのような形で福祉のまちづくりを進めて参りたいと思っております。

○福井せいじ委員 わかりましたとは言えないのですけれども、ボランティアの数というのは、これは多分全体のボランティアの数ではないですか。例えば災害に対して支援をするとか、そういった意味では地域福祉を担うボランティアというのは、恒常的に活動しなければいけないので、なかなか集めにくいのではないかと思います。そういった意味では、しっかりと人材づくりをしてほしいと思っております。

それから、先ほど重層的な支援体制の構築という話が出ましたが、実は私も町内会の役員として盛岡市で健康推進員をやっています。さっき言ったフレイル予防教室をやろうとしても、なかなか支援してくれる人がいない、あるいは参加者も限られて、例えば役員が主催して、役員が受けるという状況になってきています。本当に住民活躍の仕組みができればこういったものは広がっていきますし、効果が現れると思うのですが、県だから市町村と言われるかもしれませんが、そういった意味ではやはり現場の方々ともっと現実的な仕組みをつくっていただきたいと思っております。

○佐藤ケイ子委員 いわていきいきプラン（2024～2026）素案の中で介護人材確保というのがかなり大きなウエートを占めています。文章にするとよく書いているのですけれども、実際はもう大変な話ですよ。介護人材が確保できなくて、介護事業所が休廃止しなければならないという状況があって、介護の方々の賃金も本当に低いということです。今回も国で6,000円引き上げると言っているのですけれども、それも物価高騰には追いつかないということで、大変なわけです。この介護人材確保の取り組みは、もうずっとやってきているわけですけれども、どんどんまた厳しくなっているわけです。今まで取り組んできた実績、課題、いろいろあると思うので、それをお示しいただきたいのと、そして新しいプランでどういう改善の方向性があるのかどうか、拡充の方向性を教えていただきたいと思っております。

○下川長寿社会課総括課長 県では参入促進、労働環境・処遇の改善、専門性の向上という三つの視点から総合的に介護人材の確保対策に取り組んでいるところであります。

これまでの主な取り組みにおきましては、キャリア支援員による求人、求職のマッチング支援、労働環境の改善を図るための介護ロボット、ICTの導入支援、介護職員の資質向上を図るための研修会の開催などを行ってきたところであります。

実績としましては、現行のいわていきいきプラン第8期計画におきまして、例えば介護人材マッチング支援事業につきましては令和3年度から令和5年9月末までで、キャリア支援員がマッチングをしまして介護の職場に就職した方が537人いらっしゃる状況であります。

また、そのほかにも職場体験の事業や介護施設の見学、バスツアーなども実施しているところで、こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症の関係で、若干第8期のときには中止をせざるを得なかったような取り組みもあるところであります。

そのほかに介護従事者の活動事業費補助ということで市町村や関係団体が行う介護従事者の確保に関する事業に要する経費に対して補助をしております。例えば、介護職員等の合同入職式を開催し、小規模の介護事業所の方等につきましても介護現場に足を踏み入れていただいたことを評価して、みんなで応援していくという姿勢を見せて、定着の促進等に資するような取り組みをしているところであります。

課題としましては、御紹介ありましたとおり、介護職の年間の求人倍率や賃金の部分では現在も深刻な状況が続いていると考えておりまして、幅広く取り組みをしていかなければならないと考えております。

次期プランの素案におきましては、処遇改善加算の取得促進に向けた支援の取り組みの継続や多様な人材の参入ということで、外国人などの参入の促進、介護職員の定着に向けた働きやすい職場づくりへの支援などを盛り込んだところであります。

○佐藤ケイ子委員 今外国人参入という言葉が出たのですけれども、これを見る限りでは、今回は外国人という文言が入っていないと思ったのです。ただ、本当に外国人に選ばれるものなのかというと、円安の影響もありますので、なかなか外国人にお願いするというのも現実的にはもっと難しくなっているのです、外国人の参入は削ったのかと私は思ったのですけれども、やっぱり入っているということなのでしょうか。外国人にお願いして、実際は大丈夫ですか。

○下川長寿社会課総括課長 外国人の介護人材の参入に関する取り組みにつきましては、22ページの介護を支える人材の確保と必要なサービス基盤づくりの一番上の右側に、ポツの二つ目に外国人介護人材の受入促進に向けた研修会等を開催する取り組みを進めることとしております。

今、外国人で大丈夫かというようなお話もありましたが、一例としまして外国人のところをお話しさせていただきましたが、多様な人材の参入というところが必要だと考えておりまして、外国人の介護人材の参入、あとまたUターン就職で岩手県に戻ってくださる方などへの介護職への就職などというところも支援をしていきたいと考えているところであります。

○佐藤ケイ子委員 外国人は大丈夫かと言ったのは、その方々がちゃんと仕事をしてくれるかというのではなくて、こっちに本当に入ってきてくれるのか、選んでくれるのかという意味だったのです。本当に丁寧に優しく介護のスタッフとして頑張っている姿は見てるので、期待をしたいのですけれども、なかなか現実的には円安というので大変なことだと思っておりました。

それから、どんどん介護保険料が上がっていくわけですね。今回のこの計画には保険料のことがなかったのですが、市町村の計画の積み上げの中で出てくるのだろうと思いますし、施設の整備についても後から出てくるのだろうと思うのですけれども、今介護保険料は9段階の保険料ですが、所得の高い方々は新しく10から13段階とどんどん高くなっていくと。今、全国平均で一番高いのが1万円強なのが、今度1万五千元程度と、毎月かかりますよね。それが2カ月に1回、年金から引かれるということは、1回の年金で3万円の介護保険料が引かれる。さらに後期高齢者や国保税、本当に高齢者も大変な状況になるので、介護保険料をどういうふうに見なければならぬのかという質問なのです。今一番高いのは西和賀町で基本が8,100円、一番低いのは金ケ崎町で5,100円なのです。大体県平均六千円ちょっとということですが、これがどのように変わっていくか、試算しているのかどうか、伺いたいと思います。

○下川長寿社会課総括課長 今御紹介がありましたとおり、介護保険料は現行の第8期計画におきまして本県は6,033円、全国は6,014円が平均となっております、岩手県のほうが20円ぐらい高くなっている状況です。

第9期計画期間の介護保険料の見直しにつきましては、県内の24保険者にヒアリングを実施しております。現在保険者で検討をしている段階ですので、具体的な金額のところについてはお聞きしていないところですが、24保険者のうち13保険者から同額を考えているという回答を得ているところであります。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。でも、サービス利用料も原則1割負担ですが、一部の方々は2割負担、今度2割負担の方々をもっとふやすという話で、なかなか大変な話なのです。でも、やはり介護保険は維持して、しっかりと制度は充実させていただかないと困るなど。国が幾ら財政措置してくれるかという話になるのですけれども、市町村の介護保険料や介護報酬などが全然決まっていなくて、ことし3月中にこの保険計画ができるのか心配なところではあるのですけれども、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

あと1点、困難女性の支援の関係で、25ページにも書いてあるのですけれども、若年層への教育啓発ということで、子供の発達段階に即した人権教育やデートDV、性的被害の予防啓発や予期せぬ妊娠への相談というのがあるのです。こういったところで、実は現場の小中学生、高校生の中で性教育を受けていないことによって、性被害に遭っても何かよくわからなくて、後から大変なトラウマになるというのがあって、今、性教育をライフスキル教育と言っているのですけれども、実際に県立中部病院の秋元先生が各学校へ行って

お話しして、そうするとこういう話をみんなに聞かせてやりたいと、親御さんにも聞いてもらったりすると、こういう性教育をちゃんと受けさせてあげたいということを皆さん口々におっしゃるのです。

私は、この困難女性のところの発達段階に応じた人権教育やDV、性的被害の何とかというものの中に性教育、ライフスキル教育をしますというところも入れてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高橋子ども子育て支援室長 教育啓発の促進ということで、特に若年層への教育啓発ですが、予期せぬ妊娠、にんしんSOSを昨年8月から民間団体で開設しておりまして、8月からの開設でしたけれども、昨年度は60件の相談があり、今年度も同様に相談件数は上がっている状況で、やはり10代、20代からの相談がかなり来ているということでもあります。

佐藤ケイ子委員がおっしゃるとおり、若い世代からの教育啓発というのは非常に大事だと思っております。現在の状況とすれば、例えば岩手県男女共同参画センターで学校からの要請に応じてデートDVについての出前講座を実施している状況はありますけれども、若年の教育ということで、教育委員会とも連携して教育現場においての普及啓発、啓発教育ができるようにということと、あとは保健所も当室で所管しておりまして、保健所も地域に出向いてそういった妊娠関係の講座、研修なども実施しているということでしたので、そちらのほうも一層進めるとともに、盛り込ませていただきたいと思います。

○佐々木宣和委員長 午後5時が近づきましたので、12月8日、明日再度委員会を開催し審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木宣和委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、12月8日は午前10時から再開いたしますので、当委員会室に御参集くださるようお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。